



Market Neutral マーケット・ニュートラル

追加型証券投資信託

設定・運用は

ユナイテッド投信株式会社

1. この目論見書により行う「マ - ケット・ニュー - トラル」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 15 年 12 月 22 日に関東財務局長に提出しており、平成 15 年 12 月 23 日にその届出の効力は生じております。
2. 「マ - ケット・ニュー - トラル」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。
3. 「マ - ケット・ニュー - トラル」は元本が保証されているものではありません。
4. 「マ - ケット・ニュー - トラル」は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
5. 証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

この投資信託は、UAM 米国株式マ - ケット・ニュー - トラル・マザ - ファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を投資対象とし、親投資信託は、主に米国の株式を投資対象としています。したがって、親投資信託の基準価額は、組入れた株式の値動きや為替相場の変動により上下します。このため、この投資信託の基準価額は、組入れた親投資信託の基準価額の変動により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。

また、親投資信託において、組入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。この影響により、この投資信託においても親投資信託への投資元本を割り込むことがあります。

上記は金融商品販売法上の重要事項に該当するものです。投資信託は商品特性上、上記以外のリスクもあります。

目論見書の概要

マ - ケット・ニュ - トラル

当概要は、目論見書の証券情報、ファンド情報などを要約したものです。

詳細は目論見書本文をご覧ください。

商品分類	追加型証券投資信託・国際株式型（北米型）
投資の基本方針	親投資信託の受益証券への投資を通じて、主として米国株式へ投資し、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。当ファンドが投資する親投資信託の投資戦略は、米国株式について、魅力度の高い銘柄を買付け(買いポートフォリオの構築)、魅力度の低い銘柄を借株し(売りポートフォリオの構築) 売り建てを行うものであり、「マーケット・ニュートラル戦略」と呼ばれております。 なお、為替についてはフルヘッジいたします。 市場動向、資金動向等に急激な変化が生じたとき、この投資信託の残存元本等が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資対象	UAM 米国株式マ - ケット・ニュ - トラル・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、内外の株式および債券等に直接投資することがあります。
投資制限	株式の実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
価格変動等のリスク	主に親投資信託の受益証券を投資対象としています。親投資信託は、主に米国の株式や債券を投資対象としています。したがって、親投資信託の基準価額は、組入れた株式や債券の値動きおよび為替相場の変動により上下します。このため、この投資信託の基準価額は、組入れた親投資信託の基準価額の変動により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。 また、親投資信託において、組入れた株式や債券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。この影響により、この投資信託においても親投資信託への投資元本を割り込むことがあります。 元金が保証されている商品ではありません。
お申込み単位	1 万円以上 1 円単位
お申込み価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額
お申込み手数料	無手数料です。
お申込み方法	原則として、下記の受付中止日を除き、いつでもお申込みができます。 お申込みの受付は、原則として営業日の午後 3 時まで（年末年始など半休日の場合には、午前 11 時まで）までとし、この受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
お申込み・ご換金の受付中止日	ニュ - ヨ - ク証券取引所あるいはニュ - ヨ - クの銀行の休業日

マ - ケ ッ ト ・ ニ ュ - ト ラ ル

ご換金方法	原則として、上記の受付中止日を除き、いつでもご換金のお申込みができます。ご換金のお申込の受付は、原則として営業日の午後 3 時（年末年始など半休日の場合は午前 11 時）までとし、この受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。 お客様のお受取金額は、ご換金価額にご解約口数を乗じた金額から、所得税および地方税（個別元本超過額に対して 20%）を差引いた金額となります。 なお、平成 16 年 1 月 1 日より課税制度が変更となります。詳細につきましては、本文「第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。
決算日	毎年 3 月 20 日および 9 月 20 日（休業日の場合は翌営業日となります。）
収益分配	毎決算時に、原則として次の通り分配を行う方針です。 (1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。 (2) 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。 (3) 留保益の運用について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。 当ファンドは分配金再投資コース専用となりますので、収益分配金から税金を差引いた後自動的に無手数料で再投資されます。
信託期間	平成 13 年 11 月 30 日から無期限。
信託報酬	純資産総額に対して年率 1.575%（税抜 1.50%）
実績報酬	毎計算期間を通じて毎日の基準価額が、一定の目標水準（「目標基準価額」といいます。）を上回った基準価額となった場合、当該目標基準価額を超える基準価額の超過部分の 30%を実績報酬として受領します（実績報酬の計算方法の詳細につきましては、本文「第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 信託報酬等 実績報酬」をご参照ください。）。
監査費用	信託財産の財務諸表の監査に要する費用(525,000 円（税抜 500,000 円）/ 毎計算期間)を負担いただきます。
その他の費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等及び当該諸費用に係る消費税等相当額を含みます。)、受託会社の立替えた立替金の利息および資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等をご負担いただきます。

商品内容を充分にご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

マ - ケット・ニュ - トラル

リスクと留意点

当ファンドは主に親投資信託の受益証券を投資対象としています。親投資信託は、主に米国の株式を投資対象としています。したがって、親投資信託の基準価額は、組入れた株式等の有価証券の値動きおよび為替相場の変動により上下します。このため、この投資信託の基準価額は、組入れた親投資信託の基準価額の変動や組入れた有価証券等の値動きにより上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家の皆様におかれましては、目論見書をよくお読みいただき、当ファンドのリスクを十分ご理解のうえお申込みいただきますようお願い申し上げます。

当ファンドの主なリスクと留意点は以下の通りです。

価格変動リスク	ファンドが投資する親投資信託は株式等の有価証券など値動きのある証券に投資しますので、国内外の政治、経済、社会情勢等により株式市場が変動し、親投資信託の価格が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。
流動性リスク	株式および債券など有価証券には、市場規模や取引量が少ないために、組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない等のリスクがあります。
信用リスク	一般に、投資した企業の経営等に重大な危険が生じた場合には、組入れた株式および債券等の価格が下落するリスクがあります。
カントリー - リスク	外貨建資産への投資は、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
取得申込の受付の中止・取消および解約の受付の中止	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受け付けを中止することがあり、また、既に受け付けた取得申込の受け付けを取消す場合があります。また、同様の理由により、解約の申込みの受け付けを中止する場合があります。
信託の途中終了	受益者のために有利と認める場合、その他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

マ - ケット・ニュ - トラル

ご投資の手引き

〔お申込み方法〕

- お申込み時期：

原則として、ニュ - ヨ - ク証券取引所あるいはニュ - ヨ - クの銀行の休業日を除き、毎営業日お申込みいただくことができます。
お申込みの際は、「自動けいぞく投資契約」または「保護預り契約」を結んでいただきます。

- お申込み価額：

お申込み日の翌営業日の基準価額となります。

- お申込み単位：

1 万円以上 1 円単位となります。

- お申込み手数料：

お申込み手数料はかかりません。

- お申込み取扱場所：

当ファンドのお申込み取扱場所（販売会社）については、下記の照会先までお問い合わせください。

ユナイテッド投信株式会社 業務部

電話番号 03 - 3519 - 6090

受付時間 午前9時～午後3時

（ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、日本の証券取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

〔信託期間〕

信託期間は無期限です。

マ - ケット・ニュ - トラル

〔収益分配金〕

- 分配時期：
毎年3月20日および9月20日(ただし、休業日の場合は翌営業日)の毎決算時に、原則として収益の分配を行います。
- 支払方法：
当ファンドは分配金再投資コース専用となりますので、収益分配金から税金を差引いた後自動的に再投資されます。

〔ご換金〕

- ご換金時期：
原則として、ニュ - ヨ - ク証券取引所あるいはニュ - ヨ - クの銀行の休業日を除き、いつでもご換金が可能です。
- ご換金単位：
ご換金は1口単位となります。
- ご換金価額：
ご換金のお申込日の翌営業日の基準価額となります。
- お受取金額：
ご換金価額にご解約口数を乗じた金額から、所得税および地方税(個別元本超過額に対して20%)を差引いた金額となります。なお、平成16年1月1日より課税制度が変更となります。詳細につきましては、本文「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。
- 支払方法：
ご換金のお申込受付日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。

〔信託報酬〕

信託期間を通じて、純資産総額に対し年率1.575%(税抜1.50%)をご負担いただきます。

マ - ケット・ニュー - トラル

〔実績報酬〕

信託期間を通じて毎日の基準価額が、一定の目標水準（「目標基準価額」といいます。）を上回った基準価額となった場合、当該目標基準価額を超える基準価額の超過部分の30%を実績報酬としてご負担いただきます（実績報酬の計算方法の詳細につきましては、本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 信託報酬等実績報酬」をご参照ください。）。

〔監査費用〕

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(525,000 円（税抜 500,000 円）／毎計算期間)をご負担いただきます。

〔その他の費用〕

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等及び当該諸費用に係る消費税等相当額を含みます。）、受託会社の立替えた立替金の利息および資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等をご負担いただきます。

〔運用経過のお知らせ〕

- 毎計算期末に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成いたします。運用報告書は、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社からお届けいたします。
- 毎日の基準価額は販売会社にお問い合わせください。

有価証券届出書

関東財務局長 殿

平成 15 年 12 月 22 日

発 行 者 名 : ユナイテッド投信株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 泉 正治

本店の所在の場所 : 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号
インペリアルタワー14 階

事務連絡者氏名 : 勝山 猛

連 絡 場 所 : 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号
インペリアルタワー14 階

電 話 番 号 : 03 - 3519 - 6090

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称: マ - ケット・ニュ - トラル

募集内国投資信託受益証券の金額 : 継続募集額 5,000 億円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

該当ありません。

目 次

	頁
第一部 証 券 情 報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
(1) ファンドの目的及び基本的性格	4
(2) ファンドの沿革	5
(3) ファンドの仕組み	5
2 投資方針	8
(1) 投資方針	8
(2) 投資対象	12
(3) 運用体制	14
(4) 配分方針	16
(5) 投資制限	16
<参考> 親投資信託の投資方針および概要	24
3 投資リスク	31
4 手数料等及び税金	34
(1) 申込手数料	34
(2) 換金（解約）手数料	34
(3) 信託報酬等	34
(4) その他の手数料等	35
(5) 課税上の取扱い	35
5 運用状況	38
(1) 投資状況	38
(2) 運用実績	38
(3) 設定及び解約の実績	39
6 管理及び運営	40
(1) 資産管理等の概要	40
(2) 受益者の権利等	45
第2 ファンドの経理状況	46
1 財務諸表	49
2 ファンドの現況	66
第3 その他	72
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	74

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

マ - ケット・ニュー - トラル

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

当ファンドは、契約型の追加型株式投資信託受益証券（以下「受益証券」といいます。）です。

原則として無記名式受益証券です。ただし、受益者の請求により、無記名式から記名式、または記名式から無記名式へ変更することができます。

当ファンドは、格付けは取得していません。

(3) 発行数

受益証券 1 口当たり各発行価格に各発行口数を乗じた金額の総額が 5,000 億円となる口数を上限とします。

(4) 発行価額の総額

受益証券 1 口当たり各発行価格に各発行口数を乗じた金額の総額が 5,000 億円を上限とします。

(5) 発行価格

取得申込日の翌営業日の基準価額^{*1}とします。

^{*1} 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上 1 万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

ユナイテッド投信株式会社 業務部

電話番号 03 - 3519 - 6090

受付時間 午前 9 時～午後 3 時

（ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、日本の証券取引所の半休日にあたる日は午前 11 時までとさせていただきます。）

(6) 申込手数料

無手数料です（ただし、この申込手数料は変更される場合があります。）。

(7) 申込単位

1 万円以上 1 円単位とします。

(8) 申込期間

平成 15 年 12 月 23 日から平成 16 年 12 月 21 日まで。

申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(9) 申込取扱場所

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記の照会先までお問い合わせください。

ユナイテッド投信株式会社 業務部

電話番号 03 - 3519 - 6090

受付時間 午前 9 時～午後 3 時

（ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、日本の証券取引所の半休日にあたる日は午前 11 時までとさせていただきます。）

(10) 払込期日

申込者は、販売会社が指定する日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。

継続募集に係る発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社により委託会社の口座を経由してりそな信託銀行株式会社（以下、「受託会社」といいます。）が指定する当ファンドの口座に払込まれます。

(11) 払込取扱場所

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明な場合は、下記の照会先までお問い合わせください。

ユナイテッド投信株式会社 業務部

電話番号 03 - 3519 - 6090

受付時間 午前 9 時～午後 3 時

（ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、日本の証券取引所の半休日にあたる日は午前 11 時までとさせていただきます。）

(12) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(13) その他

申込みの方法

受益証券の取得申込は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込期間中における毎営業日に行うことができます。

ただし、ニュ - ヨ - ク証券取引所あるいはニュ - ヨ - クの銀行の休業日においては取扱いいたしません。

申込の受付は、原則として営業日の午後 3 時（年末年始など半休日の場合は午前 11 時）までとし、これら受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

受益証券の取得申込者は、取得申込の申込代金を販売会社が指定する日までに支払います。

当ファンドは分配金再投資コース専用となりますので、収益分配金から税金を差引いた後の収益分配金が自動的に再投資されます。

当ファンドの取得申込に際して、当ファンドに係る自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの受益証券の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

申込証拠金

該当事項はありません。

申込代金の利息

申込代金には利息をつけません。

日本以外の地域での発行

該当事項はありません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意の上、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は、受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

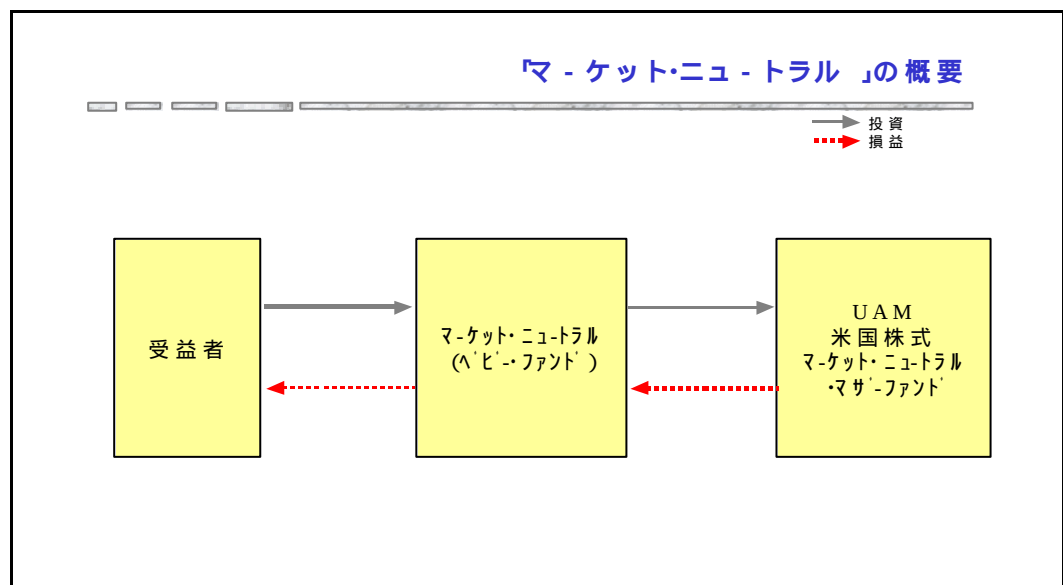
基本的性格

当ファンドは、追加型証券投資信託・国際株式型（北米型）*に属するものです。

*国際株式型（北米型）とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度 70%以上」「主として北米の株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

ファンドの特色

当ファンドは、ファミリー・ファンド方式により運用を行います。「ファミリー・ファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を親投資信託（UAM米国株式マ・ケット・ニュートラル・マザ・ファンド）の受益証券に投資し、その実質的な運用を親投資信託にて行う仕組みです。



Ⅱ) ファンドの沿革

平成13年11月30日 ファンドに係る信託約款締結

同 上 ファンドの運用開始

ファンドの運営の仕組み



- 1 当ファンドの投資対象である親投資信託の運用について、委託会社が信託財産の運用の指図に関する権限を投資顧問会社に委託するための契約。投資顧問会社が行う投資判断、発注等に関するルール等を規定します。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の運営方法や信託財産の運用方法、委託会社と受託会社等の権利義務関係、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。
- 3 投資信託の販売等に関するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う受益証券の募集、解約請求の受付等の業務内容に関する取り決め等の内容が含まれています。

委託会社等及びファンドの関係法人の名称並びに役割

(A) ユナイテッド投信株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受益証券の発行等を行います。

(B) リソナ信託銀行株式会社（「受託会社」）

当ファンドの受託会社として、信託財産の管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サ・ビス信託銀行株式会社（再信託受託会社）に委託することができます。

(C) アナリティック・インベスターズ・インク（「投資顧問会社」）

当ファンドの投資対象である「UAM 米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド」の運用について、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、投資判断、発注等を行います。

(D) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益証券の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

委託会社等の概況

(A) 資本金

455,000,000 円（本書提出日（平成 15 年 12 月 22 日）現在）

(B) 沿革

平成 11 年 9 月 17 日 ユナイテッド投信株式会社として設立

平成 11 年 10 月 26 日 証券投資信託委託業の認可取得

平成 12 年 10 月 6 日 旧親会社のユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションをオールド・ミューチュアル・ピーエルシーが買収。同社の資産運用部門のうち米国に拠点を置く、オールド・ミューチュアル（ユーエス）・ホールディングス・インクの傘下となる。

平成 14 年 7 月 25 日 資本金 2 億 500 万円から 4 億 5,500 万円へ増資。

(C) 大株主の状況

(本書提出日現在)

名 称	住 所	所有株式数	所有比率
オールド・ミューチュアル (ユーエス)・ホールディ ングス・インク	アメリカ合衆国 02116-5021 マセチューセッツ州、ボストン、ク ラレンドン・ストリート 200 ジョ ン・ハンコック・タワー 53 階	1,800 株	100%

2 投資方針

(1) 投資方針

当ファンドは、親投資信託である UAM 米国株式マ - ケット・ニュートラル・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、内外の株式および債券等に直接投資することがあります。

当ファンドが投資する親投資信託の投資戦略は、米国株式について、魅力度の高い銘柄を買付け(買いポートフォリオの構築)、魅力度の低い銘柄を借株し(売りポートフォリオの構築) 売り建てを行うものであり、「マーケット・ニュートラル戦略」と呼ばれております。当該戦略では、買いポートフォリオと売りポートフォリオをほぼ同額構築し、買いポートフォリオと売りポートフォリオの収益の格差のみを収益の源泉とする事で、米国株式市場の上げ相場・下げ相場にかかわらず、安定的な運用収益の獲得を狙います。また、為替フルヘッジを行うことにより為替変動リスクを回避し、安定的な収益確保を行います。ただし、市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マーケット・ニュートラル

マーケット・ニュートラルとは？

株式市場の動向にかかわらず、安定した運用収益の獲得を狙う戦略です。(ニュートラル=中立)。買いポートフォリオと売りポートフォリオの投資金額・業種配分を同じにすることで、収益の源泉を企業間格差のみに集約します。

運用目標

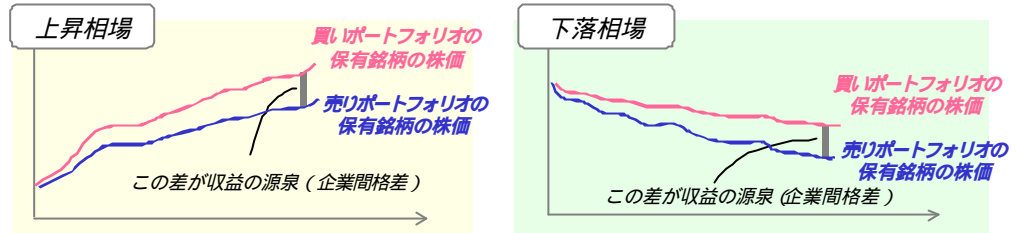
米国株式において、買いポートフォリオと売りポートフォリオをほぼ同額構築することにより 相場状況にかかわらず、安定した収益の獲得を狙います。

収益の源泉

それぞれのポートフォリオが保有する銘柄の株価の差（企業間格差）が、収益の源泉となります。

$$\text{収益の源泉} = \text{買いポートフォリオの保有銘柄の株価} - \text{売りポートフォリオの保有銘柄の株価}$$

各業種毎に企業間格差を追求します。

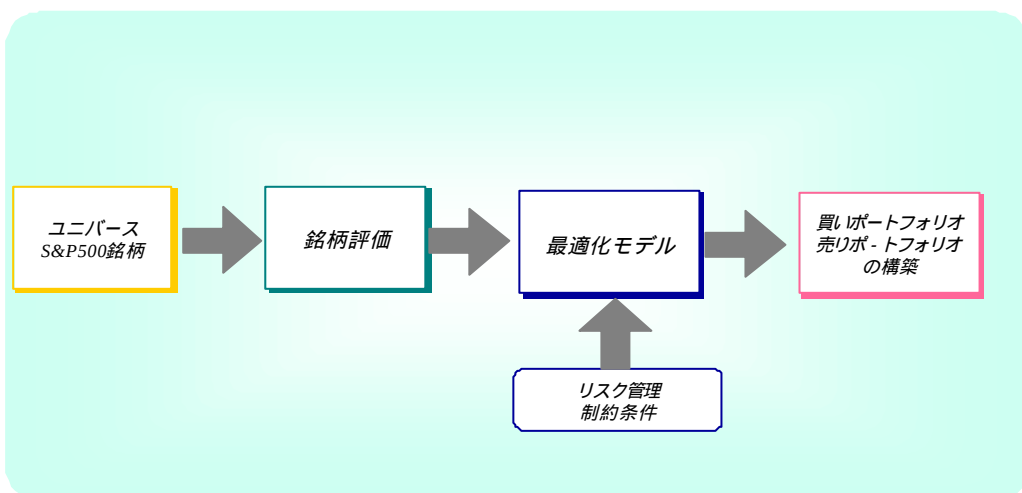


売りポートフォリオよりも、より魅力度の高い銘柄を買いポートフォリオに組み入れることで、上昇・下落相場にかかわらず安定的な収益の獲得を狙います。

$$\text{収益の源泉} = \text{銘柄間の魅力度の差} = \text{企業間格差}$$

投資対象は米国株式市場で S&P500 株価指数を構成している 500 銘柄を原則としています。S&P500 構成全 500 銘柄について、銘柄評価を行います。また、アナリティック・インベスタ・ズ・インク独自の計量モデルにより、各銘柄の期待収益率を算出し、相対的魅力度を割り出します。

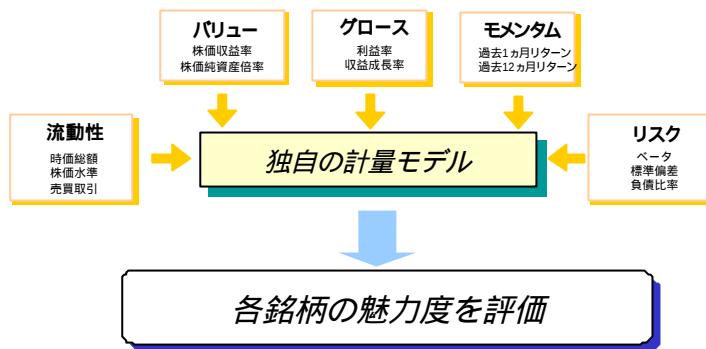
運用プロセス



銘柄評価

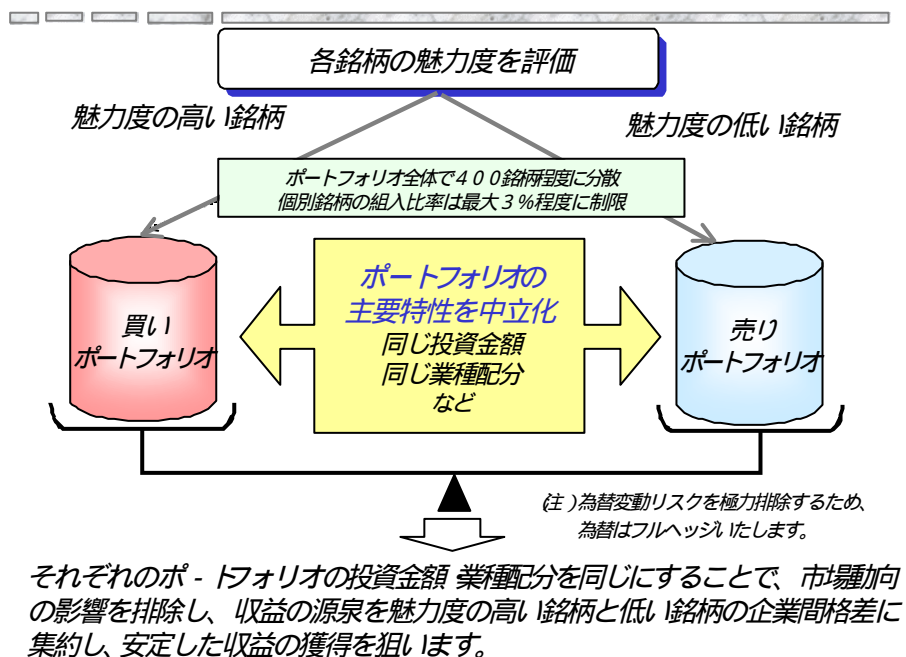
<独自の計量モデル>

70以上の価格形成要因（ファクター）により個別銘柄を分析



計量モデルで算出した期待収益率をもとに、魅力度の高い銘柄を買いポートフォリオに組入れ、魅力度の低い銘柄を売りポートフォリオに組入れます。常に買いポートフォリオに組入れた銘柄の収益率が売りポートフォリオに組入れた銘柄のそれを上回ることを目標とします。

リスク管理



買いポートフォリオと売りポートフォリオの構築時に、ポートフォリオ全体として市場動向の影響を排除するために、両ポートフォリオの主要特性を中立化するように以下の制限をかけて最適化を行います。

< 中立化のためのリスク制限 >

- ・ 業種配分ニュートラル：買いポートフォリオと売りポートフォリオのセクター配分をほぼ同じにします。
- ・ 時価総額ニュートラル：買いポートフォリオと売りポートフォリオの保有銘柄の時価総額分布をほぼ同じにします。
- ・ スタイル・ニュートラル：買いポートフォリオと売りポートフォリオの平均 PBR をほぼ同じにします。
- ・ β ニュートラル：買いポートフォリオと売りポートフォリオのベータ値をほぼ同じにします（ β （ベータ）値とは、ポートフォリオ全体の値動きが証券市場全体のそれに対してどの程度反応し変動するかを示す数値です。例えば、ポートフォリオのベータ値が 1.5 という状況は、証券市場が 10% 上昇（あるいは下落）した場合はポートフォリオ全体は 15% 上昇（あるいは下落）することを示しています。）
- ・ 投資金額ニュートラル：買いポートフォリオと売りポートフォリオの投資金額をほぼ同額にします。

これらの最適化を行うことにより、買いポートフォリオと売りポートフォリオの収益格差が、銘柄独自の要因から由来するように収益の源泉を限定します。すなわち、銘柄間の相対格差のみに注目することによって、より確実な収益の獲得を目指します。

< 個別銘柄の投資制限 >

さらに最適化の際、リスク管理の観点より、買いポートフォリオ・売りポートフォリオへの組入銘柄数を約 200 銘柄ずつとします。また、個別銘柄の組入比率は最大 3% 程度に制限します。

*マ・ケット・ニュートラル戦略の仕組みの概要

マ・ケット・ニュートラル戦略は以下の方法により運営・管理されます。

- ・ 当該戦略を行うに際し、親投資信託はプライム・ブローカーと呼ばれる証券会社に分離した口座（プライム・ブローカー・アカウント）を開設します。買いポートフォリオと売りポートフォリオの取引の執行は、プライム・ブローカーもしくはエグゼキューション・ブローカー（取引の執行のみを行う証券会社）を通じて行われます。プライム・ブローカーは同時に保管銀行の役割を兼務し、前述の取引により親投資信託に帰属する株式ならびに売りポートフォリオに係る売却代金等は、全てプライム・ブローカー・アカウントにて保管されます。

- ・ 当該戦略においては、買いポ - トフォリオを構築するのとはほぼ「同時に同額」の売りポ - トフォリオの構築をするため、売りポ - トフォリオの対象となる銘柄をプライム・プロ - カ - を通じて借株します。
- ・ 借株した銘柄を買いポ - トフォリオの構築とはほぼ同時に売却し、売りポ - トフォリオを構築します。
- ・ 借株した銘柄に係る借株料、借株した銘柄の売却に係る売却代金に付される金利（米 Federal Funds Rate 相当）、買いポ - トフォリオと売りポ - トフォリオの銘柄に係る権利・配当等は全て同アカウントに帰属します。
- ・ 借株した銘柄を売却する際、米国の Regulation T の規則に拠り、売却部分の金額に対し 150% の担保が必要となります。この規則に拠り、売却部分の金額で 100% を賄い、買いポ - トフォリオの評価額の 50% 相当額で必要担保の残りの 50% 部分を賄います。

(2) 投資対象

ファンドの投資対象

(A) 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定めるものをいいます。以下同じ。）

- （イ） 有価証券
- （ロ） 有価証券指数等先物取引に係る権利
- （ハ） 有価証券オプション取引に係る権利
- （ニ） 外国市場証券先物取引に係る権利
- （ホ） 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
- （ヘ） 有価証券店頭オプション取引に係る権利
- （ト） 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
- （チ） 金銭債権（イ、リ、およびルに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
- （リ） 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
- （ヌ） 金融先物取引等（金融先物取引法第2条第9項に規定する金融先物取引等をいいます。以下同じ。）に係る権利
- （ル） 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条で定めるもの（金融先物取引等を除きます。）に係る権利
- （ヲ） 金銭を信託する信託の受益権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- (イ) 預金
- (ロ) コール・ローン
- (ハ) 指定金銭信託
- (ニ) 手形割引市場において売買される手形
- (ホ) 為替手形

(B) 投資の対象とする有価証券

委託会社は（投資顧問会社を含みます。以下、別段の記載のない限り、本（２）および（５）において同じ。）信託金を、主としてユナイテッド投信株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（証券取引法第２条第１項第３号の２で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第２条第１項第５号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第２条第１項第５号の２で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第２条第１項第５号の３で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前第１号から第11号までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第２条第１項第７号の２で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第２条第１項第10号で定めるもの

をいいます。)

16. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
17. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(C) 投資の対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(D) 金融商品による運用の特例

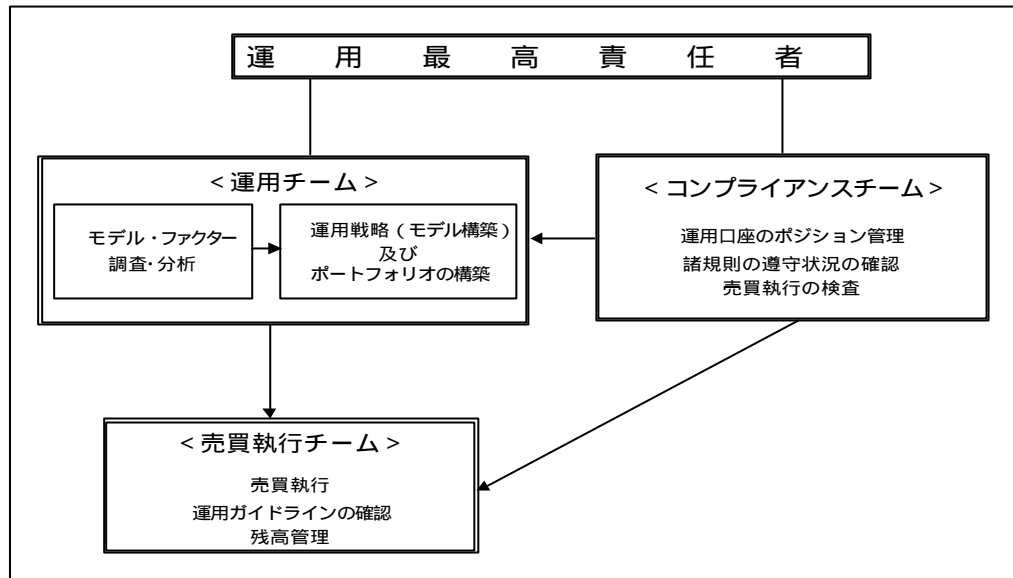
委託会社は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、前記の金融商品により運用することを指図することができます。

親投資信託の投資対象

親投資信託の投資対象については、後記「＜参考＞親投資信託の投資方針および概要(2)投資対象」をご参照ください。

(3) 運用体制

当ファンドが投資する親投資信託の運用に当たっては、アナリティック・インベスターズ・インクが、委託会社より親投資信託の運用の指図に係る権限の委託を受けて行います。アナリティック・インベスターズ・インクの運用体制は以下の通りです。



運用最高責任者

自社モデル構築・管理を中心とする当該運用戦略に係わる意思決定プロセス全般の監督を行い、親投資信託の運用全体についての責任を担います。

<運用チーム>

運用戦略（モデル構築）及びポ - トフォリオ構築

当該運用戦略については、ポ - トフォリオ・マネジャ - 及び運用全体の戦略管理を行う運用最高責任者が、月に1回資産運用会議を開き、各計量モデル（期待超過収益率算出モデル、ポ - トフォリオ最適化モデル）から算出したモデル・ポ - トフォリオに関してチェックを行います。但し、月中で相場が大きく変動し、各銘柄の期待超過収益率の変更が生じた場合には、当該運用チ - ムの判断でタイミングを図りながら再度、自社モデルによってリバランス（銘柄入替え）を行います。

モデル・ファクタ - 調査・分析

当該マ - ケット・ニュー - トラル戦略における付加価値の源泉は、社内の調査能力にあります。この調査部門は長期的な立場から、期待超過収益率算出モデル内で使用される各銘柄のファクタ - の見直し、モデル自体の見直し等の調査・分析を定期的に行い、改良を加える役割を担います。また、各市場別の期待収益の算出に際して有効性のないファクタ - を極力排除するために、ファクターの選定にあたっては経済理論に基づく徹底的な調査を行います。

<コンプライアンスチーム>

日々バ - スでの各運用口座のポジション管理並びに運用ガイドライン・その他の法令及び諸規則等の遵守状況等の確認を行います。さらに売買執行の際、コスト・執行

価格等についての検査も行います。

< 売買執行チーム >

上記の< 運用チーム > で意思決定されたポ - トフォリオに対して、以下の責任を担います。

- ・証券会社に対する売買執行及び、約定照合
- ・建玉残高の管理及び運用ガイドラインの確認
- ・日中取引残高の確認
- ・取引コスト・市場インパクト等の分析および予測

(4) 分配方針

年2回の決算日（毎年3月20日、および9月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り分配を行います。

- (A) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- (B) 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- (C) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (A) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（実績報酬を含みます。以下同じ。）および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- (B) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 投資制限

当ファンドは約款において、以下の投資制限を設けております。

- (A) 投資する株式等への投資比率の制限（約款 運用の基本方針 2.運用方法（3）投

資制限)

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)の実質投資割合には制限を設けません。

(B) 外貨建資産への投資制限(約款 運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

(C) 投資する新株引受権証券等への投資制限(約款第21条第4項)

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(D) 投資する投資信託証券への投資制限(約款第21条第5項)

委託会社は、信託財産に属する親投資信託の受益証券以外の投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(E) 投資する株式等の範囲(約款第24条)

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) 前記(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(F) 同一銘柄の株式等への投資制限(約款第25条第1項)

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(G) 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限(約款第25条第2項)

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属すると

みなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(H) 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第25条第3項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(I) 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第32条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

(イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(b) 前記(a)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(J) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(K) 信用取引の指図範囲（約款第26条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信

託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(L) 有価証券の空売りの指図および範囲 (約款第 27 条)

(a) 委託会社は、信託財産において有しない有価証券または(M)の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(b) 前記(a)の売り付けの指図は、当該売り付けに係る有価証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売り付けに係る有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(M) 有価証券の借入れの指図および範囲 (約款第 28 条)

(a) 委託会社は、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) 前記(a)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該借入れに係る有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該借入れに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) 前記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(N) 先物取引等の運用指図（約款第 29 条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(O) スワップ取引の運用指図（約款第 30 条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(P) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第 31 条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(Q) 外国為替予約の指図（約款第34条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(R) 資金の借入れ（約款第42条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間（ただし、当該期間は5営業日を超えないものとします。）とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）による投資制限に従います。委託会社は投信法等関係法令を遵守し、受益者のために

忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。投信法等関係法令に定める運用上の禁止行為または規制事項のうち、後記される利害関係人との取引制限を除く主なものは以下の通りです。

(A) 投資信託財産相互間の取引または投資信託財産と投資法人の取引

委託会社は、運用指図を行う投資信託財産相互間において、または運用指図を行う投資信託財産と資産の運用を行う投資法人との間において取引を行うことを受託銀行に指図してはなりません。(投信法第15条第1項第2号および第3号)

ただし、投資信託財産に係る受益者または投資法人の投資主の保護に欠けるおそれがないと認められる以下の場合はこの限りではありません。(投信法施行令第17条および第18条)

(a) 次に掲げる要件のすべてを満たす取引

(イ) 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

() 投資信託契約および資産運用委託契約の終了に伴うものである場合

() 投資信託契約の一部解約に伴う解約金および投資口の払戻しに伴う払戻金の支払いに応ずるために行うものである場合

() 法令の規定または投資信託約款ないし規約に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合

() 投資信託財産相互間または投資法人と投資信託財産との間で取引を成立させる意図を持って行うものでない場合

(ロ) 有価証券の取引は、その種別ごとに以下に定める公正な価額により行うものであること。(投信法施行規則第25条)

() 有価証券の売買

有価証券の取引は、有価証券市場において行うもの、または前日の公表されている最終価額に基づき算出した価格もしくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格により行うもの

() 有価証券先物取引等

取引所または(外国)有価証券市場で行うもの

() 金融先物取引等

金融先物(または海外金融先物)市場で行うもの

(b) 個別の取引毎に双方の投資信託財産に係るすべての受益者およびすべての投資主の同意を得て行う取引

(c) その他受益者および投資主の保護にかけるおそれのないものとして監督官庁の承認を受けて行う取引

(B) 第三者の利益を図る取引

委託会社は、特定の有価証券に関し、運用の指図をした取引に基づく価格等の変動を利用して自己または当該運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを受託銀行に指図してはなりません。(投信法第15条第1項第4号)

(C) 受益者の利益を害する取引

委託会社は、運用指図を行う投資信託財産について、通常の実行の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる条件での取引を行うことを受託銀行に指図してはなりません。(投信法第15条第1項第5号)

(D) その他適正を欠く取引

委託会社は、運用指図を行う投資信託財産について、上記のほか受益者の保護に欠け、もしくは投資信託財産の運用の適正を害し、または投資信託委託業の信用を失墜させるおそれのあるものとして投信法施行規則で定める次の行為をしてはなりません。(投信法第15条第1項第6号および投信法施行規則第27条)

(a) 運用指図を行う投資信託財産に係る受益者以外の者の利益を図るため、当該投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。(前記(B)および(C)に該当するものを除きます。)

(b) 他人から不当な制限または拘束を受けて投資信託財産の売買その他の取引を行うことを受託会社に指図し、または指図しないこと。

(c) 特定の銘柄の有価証券等について、不当に売買高を増加させ、または作為的な値付けを行うことを目的とした取引を行うことを受託会社に指図すること。

(d) 運用指図にあたって、投資信託財産の売買その他の取引の指図を行った後で当該指図に係る投資信託財産を特定すること。

(e) 1つの投資信託財産の有価証券先物取引等の評価損(評価損から評価益を控除した額をいいます。)が純資産総額の100分の50を超えて有価証券先物取引等を行うこと、またはその状態を継続することを受託会社に指図すること。

(E) 同一株式の投資制限

委託会社は、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、同一の法人の発行する株式を当該株式の議決権の総数の100分の50を超えて取得することを受託会社に指図してはなりません。(投信法第16条および投信法施行規則第32条)

< 参考 > 親投資信託の投資方針および概要

「UAM米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド」

(1) 投資方針

基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

運用方法

(A) 投資対象

主として米国株式のうち、主な市場で取引される銘柄、米国S & P 株価指数先物を主要投資対象とします。

(B) 投資態度

- (a) 「マーケット・ニュートラル」という運用戦略を用い、主として米国株式の中から、企業の収益性、成長性および安定性等を総合的に勘案して銘柄選定を行い、高ランク銘柄をロング（買付け）、低ランク銘柄を借株し、同時同額のロングおよびショートのポジションをつくることにより、米国株式市場の騰落および金利の動向に関わりなく、安定的な収益獲得を目指します。
- (b) S & P 上場銘柄についての期待収益率を独自の計量モデルで予測し、業種・投資金額・時価総額・ベータ値等のリスク特性管理を行い、徹底したリスク管理のもとで、個別銘柄リスクのみを付加価値の源泉とすることにより絶対リターンを目指し、信託財産の成長のため積極的運用を行います。
- (c) 米ドル建てのポートフォリオに関して、為替フルヘッジを行うことにより為替変動リスクを回避し、安定的な収益確保を行います。
- (d) 運用指図に関する権限は、米国の投資顧問会社であるアナリティック・インベスターズ社に委託します。
- (e) 外国株式の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金化への対応や投資環境を考慮した上で委託者が適切と判断した場合には、機動的に対応する場合があります。
- (f) 転換社債、新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるもの、新株引受権証券および新株予約権証券等（外貨建てを含みます。）に投資する場合があります。
- (g) 資金動向や市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (h) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有

価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

- (i) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- (j) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2) 投資対象

投資の対象とする有価証券

委託会社（投資顧問会社を含みます。以下、別段の記載のない限り、本（２）および（３）において同じ。）は、信託金を、主として、次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（証券取引法第２条第１項第３号の２で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第２条第１項第５号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第２条第１項第５号の２で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第２条第１項第５号の３で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第２条第１項第７号

で定めるものをいいます。)

14. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
17. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資の対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

金融商品による運用の特例

委託会社は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、前記の金融商品により運用することを指図することができます。

(3) 投資制限

投資する株式等への投資比率の制限(運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限)

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資制限(運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への投資割合は制限を設けません。

投資する新株引受権証券等への投資制限(約款第14条第4項)

取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する投資信託証券への投資制限（約款第14条第5項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲（約款第17条）

- (A) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (B) 前記(A)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

同一銘柄の株式等への投資制限（約款第18条第1項）

取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えたこととなった場合には、速やかにこれを調整します。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款第18条第2項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えたこととなった場合には、速やかにこれを調整します。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第18条第3項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第25条）

- (A) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けるとの指図をすることができます。

- (a) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- (b) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (B) 前記(A)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (C) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第26条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

信用取引の指図範囲（約款第19条）

- (A) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けことの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (B) 前記(A)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- (C) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(B)の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の空売りの指図および範囲（約款第20条）

- (A) 委託会社は、信託財産において有しない有価証券または の規定により借り入れた有価証券を売り付けことの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (B) 前記(A)の売り付けの指図は、当該売り付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- (C) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(B)の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の借入れの指図および範囲（約款第21条）

- (A) 委託会社は、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (B) 前記(A)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- (C) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(B)の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (D) 前記(A)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図（約款第 22 条）

- (A) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）
- (B) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (C) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（約款第 23 条）

- (A) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (B) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (C) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (D) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第 24 条）

- (A) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (B) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (C) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (D) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

外国為替予約の指図（約款第 27 条）

- (A) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (B) 前記(A)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (C) 前記(B)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

親投資信託は、当ファンド同様に、投信法による投資制限に従います。主なものは前記 2 投資方針(5)投資制限 に記載の通りです。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、親投資信託などの値動きのある証券に投資しますので、組入証券の価格の変動に伴うリスクがあります。したがって、運用成果は運用の実績により変動し、元本の保証や一定の成果を約束するものではありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

この他、当ファンドにはその投資対象および投資方針等に関する固有のリスクとして以下のものが想定されます。

有価証券の価格変動リスク

当ファンドが投資する親投資信託は株式など値動きのある証券に投資しますので、国内外の政治、経済、社会情勢等により株式市場が変動し、親投資信託の価格が下落した場合には、その影響を受け、当ファンドの基準価額が下落することがあります。

為替変動リスク

当ファンドが投資する親投資信託は円建てで設定されます。一方、親投資信託は、主として米国の株式を投資対象としており、この投資に伴い米国ドルの対円為替変動による為替リスクを負っております。一般に米国ドルに対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

カントリー - リスク

外貨建資産への投資は、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

マ - ケット・ニュー - トラル戦略の仕組みに係るリスク

(A) 親投資信託に帰属する株式ならびに売りボ - トフォリオに係る売却代金は、全てプライム・プロ - カレ - ジ・アカウントにて保管されますが、プライム・プロ - カ - は諸規則および法令等に則って顧客資産と自己資産の分別を徹底しております。従って、プライム・プロ - カ - が倒産等の事態に陥った場合には、親投資信託に属する資産は顧客資産として保全される予定ですが、その資産の回収には相応の手続きと時間を要する場合があります。

(B) 同アカウントにおいて、親投資信託はプライム・プロ - カ - を通じて第三者から株式を借入れます。親投資信託は、第三者から借入れた株式について返還請求があった場合、当該株式を手当てし返還する義務を負います。

ファンド運営上のリスク

(A) 取得申込の受付の中止・取消および解約の受付の中止

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付けを中止することがあり、また、既に受付けた取得申込の受付けを取消す場合があります。また、同様の理由により、解約および買取りの申込みの受付けを中止する場合があります。

(B) 信託の途中終了

委託会社は、受益者のために有利と認める場合、その他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し、繰上償還させる場合があります。

解約による資金流出に伴う留意点

当ファンドの一部解約金の支払資金を手当てするために、組入有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市況動向や流動性等の状況によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。なお、ファミリー・ファンド方式による運用のため、親投資信託の受益証券に投資する他のファンドの資金動向によっては、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。また、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって当ファンドの解約金の支払いに当てる場合がありますが、この場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

収益分配に係る留意点

当ファンドの収益分配金は、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。

市場動向、資金動向等によっては、投資の基本方針に従った運用ができない場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

当ファンドでは、親投資信託の運用の指図に係る権限の委託を受けているアナリティック・インベスターズ・インク（米国）および当社（東京）の運用チームにおいて、次のような投資リスクの管理を行います。

投資上のリスク

投資上のリスク管理においては、原則として毎月1回、ファンド個別のリスク・リターン目標に合致するように最適化ならびにリバランス（銘柄入替え）を行っています。当運用戦略のリスク目標は、市場およびマクロ経済関連のリスクを極小化し、ファンド全体のリスクを低水準に抑え、当運用戦略における付加価値を主に銘柄選択の部分に集約することにあります。毎月の

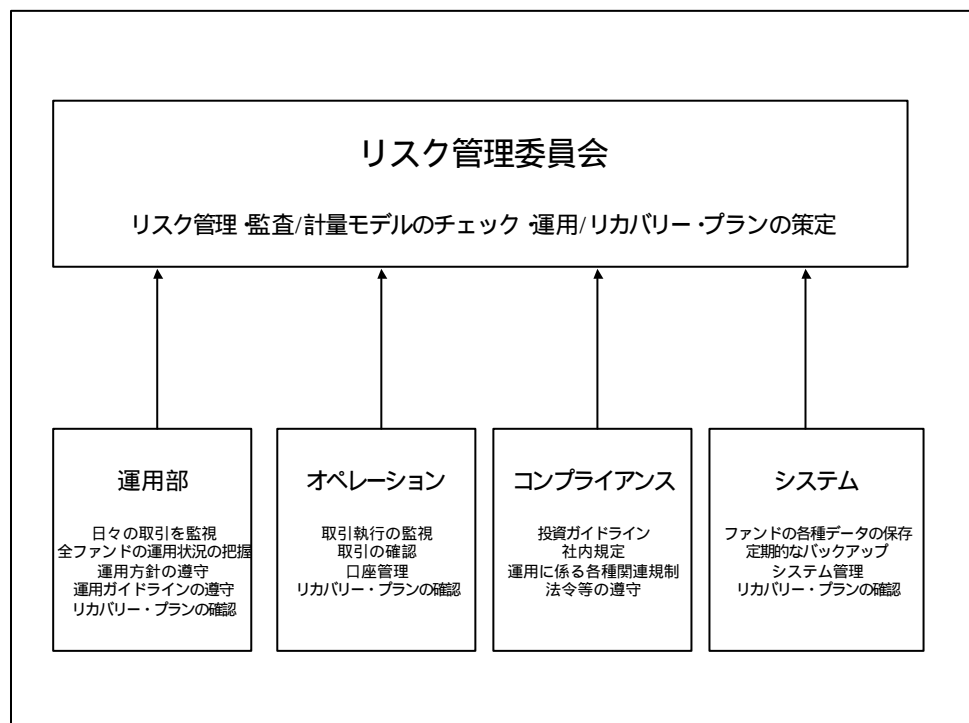
リバランス後、運用チームはリアルタイムでファンドの状況を監視ならびに分析します。加えて、自社開発のシステムにより日次ベースでパフォーマンスの要因分析を行います。ファンド全体の期待リターンやリスク水準が大きく変化する場合、月中でもファンドのリバランスを行います。

コンプライアンス上のリスク

コンプライアンス上のリスク（例えば取引・運用ガイドライン・法令関係）は、運用部門、オペレーション部門ならびにコンプライアンス部門が監視する体制となっています。この目的のために、自社開発のソフトに加えて、外部のファンド管理システムを採用し、パフォーマンス、資産状況、運用ガイドライン・その他の法令及び諸規則等の遵守状況、等を監視します。また自社開発のトレーディング・ファンド管理システムにより、ファンドをリアルタイムで監視・評価することが可能となっています。

リスク管理委員会

当該運用戦略のリスク管理に関しては、月に一度、リスク管理委員会を開き、一連のリスク管理・コンプライアンスの確認・改善を行います。委員会の構成メンバーは、運用部門、オペレーション部門、コンプライアンス部門、システム部門等の各部門の代表者で、各部門から前月に発生した問題についてレビューを行い、今後の対応策並びに方針を決めます。各部門においては、以下の通り、それぞれの責任者のもとでリスク管理を行います。



4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

無手数料です。

(2) 換金（解約）手数料

無手数料です。

(3) 信託報酬等

信託報酬

委託会社（販売会社に対する報酬も含まれます。）および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンド計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 157.5（税抜年 10,000 分の 150）の率を乗じて得た金額が毎日計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の配分は、委託会社が年 10,000 分の 63（税抜年 10,000 分の 60）受託会社が年 10,000 分の 10.5（税抜年 10,000 分の 10）および販売会社が年 10,000 分の 84（税抜年 10,000 分の 80）です。

信託報酬は、毎計算期間終了日に当該終了日までに計上された金額および信託の終了時に終了時まで計算された金額が信託財産中から支弁されます。また、信託報酬に係る消費税等に相当する金額が、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁されます。

実績報酬

当ファンドにおいては、委託会社にかかる信託報酬について、運用の実績によって支弁される実績報酬を設けております。実績報酬は、当ファンドの計算期間を通じて毎日の基準価額が、一定の目標水準（以下「目標基準価額」といいます。）を上回った基準価額となった場合、当該目標基準価額を超える基準価額の超過部分の 30% を実績報酬として受領します。

実績報酬は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、次によるものとします。

- (A) 実績報酬の計算期間は、毎年 3 月 21 日から 9 月 20 日までおよび 9 月 21 日から翌年 3 月 20 日までの各計算期間を 1 期として取扱います。（各計算期間終了日に該当する日（該当日）が休業日のときの各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。）
- (B) 各計算期間中に発生する基準価額の騰落を計算する際に使用する基準価額（以下「基本基準価額」といいます。）は、各計算期間を通じて実績報酬を計上した日の基準価額のうち最も高い基準価額（収益分配前の基準価額）とします。
- (C) 実績報酬を計算する際に使用する目標基準価額は、前記（B）に規定する基本基準価額に目標リターン・レートを、次の計算式を用いて算出した価額とします。

$$\text{目標基準価額} = (1 + \text{日次目標リターン・レート})^{\text{経過日数}} \times \text{基本基準価額}$$

目標リターン・レートは、6 ヶ月物譲渡性預金利率（各計算期間の期初の前営業日に日本経済新聞において公表されるものを当該計算期間に適用しますので、目標リターン・レートは各計算期毎に異なります。）とし、各計算期間毎に見直します。目標基準

価額を計算する際に使用する日次目標リターン・レートは次の計算式によるものとします。

$$\text{日次目標リターン・レート} = (1 + \text{目標リターン・レート})^{1/365} - 1$$

実績報酬は、発生のつど信託財産の費用として計上し、当該実績報酬に係る消費税等相当額とともに、各計算期間末または信託終了のときに、信託財産から支弁します。

信託報酬は、毎計算期間終了日に当該終了日までに計上された金額および信託の終了時に終了時まで計算された金額が信託財産中から支弁されます。また、信託報酬に係る消費税等に相当する金額が、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁されます。

(4) その他の手数料等

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用（当該監査費用に係る消費税等相当額） 法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産の財務諸表の監査に要する費用（525,000 円（税抜 500,000 円）/ 毎計算期間）は、受益者の負担とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等の有価証券取引に係る手数料、税金ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(5) 課税上の取扱い

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する投資信託の課税については、下記のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

個別元本について

- (A) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (B) 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (C) ただし、保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

- (D) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、(A) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(B) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

法人、個人別の課税の取扱いについて

- (A) 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金および一部解約時および償還時の各受益者毎の個別元本超過額について、20% (所得税15%および地方税5%) の税率による源泉分離課税が行われます。

- (B) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の各受益者毎の個別元本超過額について、20% (所得税15%および地方税5%) の税率で源泉徴収されます。

平成16年1月1日より公募株式投資信託に対する課税制度が変更となります。

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間は、10% (所得税7%及び地方税3%) の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度も適用されます。なお、確定申告を行なうことにより、総合課税を選択することもできます。また、一部解約時もしくは償還時の損失については、確定申告を行うことにより、他の株式等の譲渡による所得との損益通算が可能となります。上記の10%の税率は、平成20年4月1日からは20% (所得税15%および地方税5%) となる予定です。

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成16年1月1日から

平成 20 年 3 月 31 日までの間は、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。上記の 7%の税率は、平成 20 年 4 月 1 日からは 15%（所得税のみ）となる予定です。

5 運用状況

(1)投資状況

(平成 15 年 10 月 31 日現在)

資産の種類		国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託 受益証券	U A M米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド	日本	278,586,235	98.53
	小計		278,586,235	98.53
現金・預金・その他の資産（負債控除後）			4,169,330	1.47
合計（純資産総額）			282,755,565	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考情報)親投資信託受益証券の投資状況

UAM米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド

(平成 15 年 10 月 31 日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式(買建)	アメリカ	40,011,639,351	93.35
	バミューダ	669,358,894	1.56
	小計	40,680,998,245	94.91
株式(売建)	アメリカ	40,019,103,953	93.37
	小計	40,019,103,953	93.37
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		42,200,672,357	98.46
合計（純資産総額）		42,862,566,649	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。なお、株式(売建)の値はマイナス()で表示しています。

(2)運用実績

純資産の推移

平成 15 年 10 月末日及び同日前 1 年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
平成 14 年 3 月 20 日 (第 1 期 計算期間末)	486,430,239	486,430,239	0.9981	0.9981
平成 14 年 9 月 20 日 (第 2 期 計算期間末)	388,880,369	388,880,369	1.0048	1.0048
平成 15 年 3 月 20 日 (第 3 期 計算期間末)	353,547,818	353,547,818	0.9513	0.9513
平成 15 年 9 月 22 日 (第 4 期 計算期間末)	293,380,656	293,380,656	0.9619	0.9619
平成 14 年 10 月末日	362,244,870	-	0.9763	-
平成 14 年 11 月末日	356,901,599	-	0.9609	-
平成 14 年 12 月末日	367,473,596	-	0.9659	-
平成 15 年 1 月末日	367,791,609	-	0.9609	-
平成 15 年 2 月末日	355,406,951	-	0.9662	-
平成 15 年 3 月末日	330,478,288	-	0.9531	-
平成 15 年 4 月末日	324,044,210	-	0.9605	-
平成 15 年 5 月末日	333,213,175	-	0.9744	-
平成 15 年 6 月末日	313,858,328	-	0.9719	-
平成 15 年 7 月末日	302,709,557	-	0.9655	-
平成 15 年 8 月末日	300,170,371	-	0.9567	-
平成 15 年 9 月末日	294,852,027	-	0.9736	-
平成 15 年 10 月末日	282,755,565	-	0.9849	-

分配の推移

計算期間		1口当たりの分配金 (円)
第1期	自 平成13年11月30日 至 平成14年3月20日	0.0000
第2期	自 平成14年3月21日 至 平成14年9月20日	0.0000
第3期	自 平成14年9月21日 至 平成15年3月20日	0.0000
第4期	自 平成15年3月21日 至 平成15年9月22日	0.0000

収益率の推移

計算期間		収益率 (%)
第1期	自 平成13年11月30日 至 平成14年3月20日	0.19
第2期	自 平成14年3月21日 至 平成14年9月20日	0.67
第3期	自 平成14年9月21日 至 平成15年3月20日	5.32
第4期	自 平成15年3月21日 至 平成15年9月22日	1.11

(3)設定及び解約の実績

計算期間		設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1期	自 平成13年11月30日 至 平成14年3月20日	526,371,645	39,013,788	487,357,857
第2期	自 平成14年3月21日 至 平成14年9月20日	11,287,989	111,623,286	387,022,560
第3期	自 平成14年9月21日 至 平成15年3月20日	18,485,400	33,859,956	371,648,004
第4期	自 平成15年3月21日 至 平成15年9月22日	7,536,513	74,192,446	304,992,071

(注1) 第1期計算期間の設定数量は、当初募集期間中の設定数量を含みます。

(注2) 本邦外における設定、解約の事実はありません。

6 管理及び運営

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

(A) 投資対象資産の時価評価基準

当ファンドが投資する親投資信託受益証券は、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(B) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(C) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、販売会社または委託会社の照会先（「第一部 証券情報（9）申込取扱場所」をご参照ください。）に問合わせることによって知ることができます。また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞に掲載される予定です。なお、基準価額は1万口単位で表示されるものが発表されます。

申込（販売）手続等

(A) 継続募集期間は平成15年12月23日から平成16年12月21日までの毎営業日です。

ただし、ニュ・ヨ・ク証券取引所あるいはニュ・ヨ・クの銀行の休業日においては取扱いいたしません。申込の受付は、原則として営業日の午後3時（年末年始など半休日の場合は午前11時）までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(B) 受益証券の申込単位は、1万円以上1円単位です。

(C) 受益証券の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額（「取得金額」といいます。）とします。収益分配金を再投資するときの受益証券の価額は、自動けいぞく投資契約に基づき、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

なお、基準価額は、販売会社または委託会社の照会先（「第一部 証券情報（9）申込取扱場所」）をご参照ください。）に問合わせることによって知ることができます。また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞に掲載される予定です。

換金（解約）手続等

(A) 換金

受益者は、1口単位をもって、信託契約の一部解約の実行の請求により換金することができます。ただし、ニュ・ヨ・ク証券取引所あるいはニュ・ヨ・クの銀行の休業日においては取扱いいたしません。

申込の受付は、原則として営業日の午後3時（年末年始など半休日の場合は午前11時）までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（B）解約時の受取額

一部解約の価額は、一部解約の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、販売会社または委託会社の照会先（「第一部 証券情報（9）申込取扱場所」）をご参照ください。）に問合わせることによって知ることができます。また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞に掲載される予定です。

受益者の受取金額は、解約価額から当該解約価額が「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」を超えるとき、当該超過額に対する所得税額（15%）および地方税額（5%）を差引いた金額です。なお、平成16年1月1日より課税制度が変更となります。詳細につきましては、「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

解約代金は、原則として、解約の請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店等において支払います。

（注）「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」（以下「個別元本」といいます。）とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配金のつど調整されます。

（C）解約受付の休止

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該解約価額とします。

（D）買取り（買取請求制）

該当事項はありません。

保管

信託約款の規定により発行された受益証券の販売会社による保管および受益者による受益証券の返還請求の取扱いについては、販売会社と受益証券取得申込者との間の保護預り契約および自動けいぞく投資契約の定めるところによります。なお、当ファンドは、分配金再投資コース専用ですので、お申込の場合の受益証券は、すべて保護預りと

なり、混蔵保管されます。

信託期間

当ファンドの信託期間は無期限ですが、後記 その他 (A) (B) (C) (E) の規定にしたがい信託は終了します。

計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年 3 月 21 日から 9 月 20 日までおよび 9 月 21 日から翌年 3 月 20 日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

その他

(A) 信託契約の解約

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。この場合、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。委託会社は、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託契約の解約による受益者の受取金額（償還金）は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額（償還価額）に保有する口数を乗じて得た額から償還価額の個別元本超過額に保有する口数を乗じて得た額に対する所得税額（15%）および地方税額（5%）を差引いた額となります。償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して 5 営業日目）から受益証券と引換えに受益者に支払います。受益者が償還金の支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、時効によりその権利を失います。

(B) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。委託会社は、監督官庁の命令に基づい

てこの信託約款を変更しようとするときは、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。委託会社は、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(C) 委託会社の認可取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。また、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える場合を除き、その委託会社と受託会社の間において存続します。

(D) 委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

また、委託会社は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(E) 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任したときは、委託会社は、(F)の規定にしたがい新受託会社を選任します。ただし、受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(F) 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記しま

す。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。委託会社は、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(G) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(H) 運用に係る報告等開示方法

委託会社は、法令の定めるところにより、計算期間の終了毎に有価証券報告書の作成を行います。また、委託会社は、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」の定めるところにより、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、かつ、知られたる受益者に交付します。

(I) その他の契約の変更

委託会社と販売会社との間の受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。契約書は、当事者の合意により変更することができます。

(J) ファンド資産の保管

信託財産に属する有価証券等資産の管理・保管は、原則として受託会社がこれを行います。この場合、有価証券については、委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。ただし、下記に掲げる場合、受託会社は信託財産に属する有価証券等資産の管理・保管を他の者に委任することができます。

(a) 保管業務の委任

受託会社は、委託会社と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(b) 有価証券の保管

受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(c) 混蔵保管

金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(2) 受益者の権利等

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金の請求権は、支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

一部解約請求権

受益者は、受益証券の一部解約の実行により、委託会社に受益証券の換金を請求することができます。

反対者の買取請求権

受益者は、信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内(期間は一月を下らないものとします。)に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

受益権の均等分割

受益者は、所有する受益証券の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対して、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第2 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、第3期計算期間(平成14年9月21日から平成15年3月20日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しており、第4期計算期間(平成15年3月21日から平成15年9月22日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第3期計算期間(平成14年9月21日から平成15年3月20日まで)および第4期計算期間(平成15年3月21日から平成15年9月22日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けております。その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

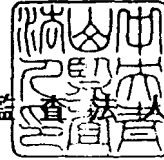
独立監査人の監査報告書

平成15年6月5日

ユニテッド投信株式会社

取締役会 御中

中央青山監査法人



代表社員
関与社員 公認会計士

山手 章

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマーケット・ニュートラルの平成14年9月21日から平成15年3月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーケット・ニュートラルの平成15年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユニテッド投信株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

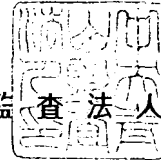
独立監査人の監査報告書

平成15年11月18日

ユナイテッド投信株式会社

取締役会 御中

中央青山監査法人



代表社員
関与社員 公認会計士

山手 章

関与社員 公認会計士

鶴田 光夫

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマーケット・ニュートラルの平成15年3月21日から平成15年9月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーケット・ニュートラルの平成15年9月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

マーケット・ニュートラル

(1) 貸借対照表

(単位：円)

期 別 科 目	第 3 期 (平成15年3月20日現在)	第 4 期 (平成15年9月22日現在)
	金 額	金 額
資 産 の 部		
流 動 資 産		
コール・ローン	11,657,900	10,256,066
親投資信託受益証券	349,411,446	289,836,441
流動資産合計	361,069,346	300,092,507
資 産 合 計	361,069,346	300,092,507
負 債 の 部		
流 動 負 債		
未 払 解 約 金	1,923,178	1,919,000
未払受託者報酬	189,902	168,035
未払委託者報酬	2,658,565	2,352,511
その他未払費用	2,749,883	2,272,305
流動負債合計	7,521,528	6,711,851
負 債 合 計	7,521,528	6,711,851
純 資 産 の 部		
元 本		
元 本	371,648,004	304,992,071
剰 余 金		
期末欠損金	18,100,186	11,611,415
(うち分配準備積立金)	(3,062,084)	(2,469,526)
(うち当期損失)	(19,886,197)	-
剰余金合計	18,100,186	11,611,415
純 資 産 合 計	353,547,818	293,380,656
負債・純資産合計	361,069,346	300,092,507

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

期 別 科 目	第 3 期 〔 自平成 14 年 9 月 21 日 至平成 15 年 3 月 20 日 〕	第 4 期 〔 自平成 15 年 3 月 21 日 至平成 15 年 9 月 22 日 〕
	金 額	金 額
経 常 損 益 の 部		
営 業 損 益 の 部		
営 業 収 益		
受 取 利 息	3	3
有価証券売買等損益	14,287,850	8,789,995
営 業 収 益 計	14,287,847	8,789,998
営 業 費 用		
受 託 者 報 酬	189,902	168,035
委 託 者 報 酬	2,658,565	2,352,511
そ の 他 費 用	2,749,883	2,272,305
営 業 費 用 計	5,598,350	4,792,851
営業利益又は営業損失()	19,886,197	3,997,147
経常利益又は経常損失()	19,886,197	3,997,147
当期損失	19,886,197	-
当期純利益	-	3,997,147
一部解約に伴う当期損失分配額	743,937	-
一部解約に伴う当期純利益分配額	-	849,793
期首剰余金又は期首欠損金()	1,857,809	18,100,186
欠 損 金 減 少 額	-	3,602,918
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(-)	(3,602,918)
剰 余 金 減 少 額	815,735	-
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(140,353)	(-)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)	(675,382)	(-)
欠 損 金 増 加 額	-	261,501
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(-)	(261,501)
分 配 金	-	-
期 末 欠 損 金	18,100,186	11,611,415

●重要な会計方針

期 別 項 目	第 3 期 自 平成 14 年 9 月 21 日 至 平成 15 年 3 月 20 日	第 4 期 自 平成 15 年 3 月 21 日 至 平成 15 年 9 月 22 日
1. 有価証券の 評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務 諸表作成のため の基本となる 重要な事項		計算期間末日の取扱い 平成15年9月20日及びその翌日が休日のため計算期間末日は平成15年9月22日としております。このため、当計算期間は186日となっております。

●注記事項

(貸借対照表関係)

第 3 期 (平成 15 年 3 月 20 日現在)	第 4 期 (平成15年9月22日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 387,022,560 円 期中追加設定元本額 18,485,400 円 期中一部解約元本額 33,859,956 円	1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 371,648,004 円 期中追加設定元本額 7,536,513 円 期中一部解約元本額 74,192,446 円
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 18,100,186 円であります。	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 11,611,415 円であります。

(損益及び剰余金計算書関係)

第 3 期 自 平成 14 年 9 月 21 日 至 平成 15 年 3 月 20 日	第 4 期 自 平成 15 年 3 月 21 日 至 平成 15 年 9 月 22 日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 530,742 円	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 466,979 円
2. 分配金の計算過程 計算期間末における一部解約に伴う当期損失分配後の配当等収益から費用を控除した額(0 円)、一部解約に伴う当期損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0 円)、信託約款に規定される収益調整金(0 円)及び分配準備積立金(3,062,084 円)より分配対象収益は 3,062,084 円(1 万口当たり 82.39 円)であります。分配はしてありません。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における一部解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(12,457 円)、一部解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0 円)、信託約款に規定される収益調整金(0 円)及び分配準備積立金(2,457,069 円)より分配対象収益は 2,469,526 円(1 万口当たり 80.97 円)であります。分配はしてありません。

(有価証券関係)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	第 3 期 (平成 15 年 3 月 20 日現在)		第 4 期 (平成15年9月22日現在)	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託 受 益 証 券	349,411,446	13,860,619	289,836,441	7,988,937
合 計	349,411,446	13,860,619	289,836,441	7,988,937

(デリバティブ取引等関係)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第 3 期 (平成 15 年 3 月 20 日現在)	第 4 期 (平成15年9月22日現在)
1口当たり純資産の額 0.9513 円 (1万口当たり 9,513 円)	1口当たり純資産の額 0.9619 円 (1万口当たり 9,619 円)

(3)附属明細表

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘 柄	券 面 総 額	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	U A M 米 国 株 式 マ ー ケ ッ ト ・ ニ ュ ー ト ラ ル ・ マ ザ ー フ ァ ン ド	279,333,502	289,836,441	
合 計		279,333,502	289,836,441	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参 考)

当ファンドは「UAM米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は、次の通りです。

UAM米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

期 別 科 目	(平成15年3月20日現在)	(平成15年9月22日現在)
	金 額	金 額
資 産 の 部		
流 動 資 産		
金 銭 信 託	638,512	589,463
コ ー ル ・ ロ ー ン	3,026,712,346	2,398,024,238
株 式	50,640,412,489	38,699,203,824
派生商品評価勘定	-	1,193,400,000
未 収 配 当 金	94,899,497	53,456,691
未 収 利 息	21,633,883	12,377,557
差 入 保 証 金	48,060,359,623	38,243,966,948
流 動 資 産 合 計	101,844,656,350	80,601,018,721
資 産 合 計	101,844,656,350	80,601,018,721
負 債 の 部		
流 動 負 債		
売却借入有価証券	51,248,196,777	38,127,178,643
派生商品評価勘定	1,269,209,000	-
未 払 金	72,904,574	77,147,305
未 払 解 約 金	300,000,000	-
流 動 負 債 合 計	52,890,310,351	38,204,325,948
負 債 合 計	52,890,310,351	38,204,325,948
純 資 産 の 部		
元 本		
元 本	48,517,378,652	40,861,762,909
剰 余 金		
剰 余 金	436,967,347	1,534,929,864
剰 余 金 合 計	436,967,347	1,534,929,864
純 資 産 合 計	48,954,345,999	42,396,692,773
負 債 ・ 純 資 産 合 計	101,844,656,350	80,601,018,721

(注)「UAM米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年3月6日から翌年3月5日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成15年3月20日及び平成15年9月22日現在における当該親投資信託の状況であります。

● 重要な会計方針

期 別 項 目	〔 自 平成 14 年 9 月 21 日 至 平成 15 年 3 月 20 日 〕	〔 自 平成 15 年 3 月 21 日 至 平成 15 年 9 月 22 日 〕
1 . 有価証券の 評価基準およ び評価方法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。 ・証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しています。 - 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 ・証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。 ・証券取引所に上場されている有価証券 同左 ・証券取引所に上場されていない有価証券 同左 ・時価が入手できなかった有価証券 同左
2 . デリバティ ブの評価基準 および評価方 法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3 . 収益及び費 用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、いまだ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 同左

期 別 項 目	〔 自 平成 14 年 9 月 21 日 至 平成 15 年 3 月 20 日 〕	〔 自 平成 15 年 3 月 21 日 至 平成 15 年 9 月 22 日 〕
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

● 注記事項

(貸借対照表関係)

(平成 15 年 3 月 20 日現在)	
1. 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	46,950,418,358 円
同期中における追加設定元本額	4,324,683,209 円
同期中における一部解約元本額	2,757,722,915 円
同期末における元本の内訳	
U A M米国株式マーケット・ニュートラル(非課税適格機関投資家専用)	12,927,548,974 円
U A M米国株式マーケット・ニュートラル 2	3,944,838,937 円
U A M米国株式マーケット・ニュートラル 3 (適格機関投資家向け)	4,642,563,752 円
新光 U A M米国株式ニュートラル・ファンド(適格機関投資家向け)	6,550,430,589 円
U A M米国株式マーケット・ニュートラル 4 (適格機関投資家向け)	11,539,267,173 円
マーケット・ニュートラル	346,294,793 円
U A M米国株式ニュートラル・ファンド(適格機関投資家向け)	4,971,395,087 円
アナリティック米国株式マーケット・ニュートラル(適格機関投資家向け)	2,453,384,917 円
S K S C米国株式ニュートラル・オープン(適格機関投資家向け)	1,141,654,430 円
計	48,517,378,652 円
2. 売却借入有価証券に係る取引を行なうために、株式 50,640,412,489 円を担保として差し入れております。	
3. 売却借入有価証券	
当該有価証券売却取引は、受渡に借入有価証券を充当しております。なお、当該取引にかかる借入有価証券の本監査報告書における監査対象ファンドの計算期末における時価評価額は、51,248,196,777 円となっております。また、当該取引の売買損益は、借入有価証券の買戻し約定日に計上されます。	

(平成 15 年 9 月 22 日現在)	
1. 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	48,517,378,652 円
同期中における追加設定元本額	980,270,697 円
同期中における一部解約元本額	8,635,886,440 円
同期末における元本の内訳	
U A M米国株式マーケット・ニュートラル(非課税適格機関投資家専用)	10,095,558,592 円
U A M米国株式マーケット・ニュートラル 2	920,864 円
U A M米国株式マーケット・ニュートラル 3 (適格機関投資家向け)	3,589,777,116 円
新光U A M米国株式ニュートラル・ファンド(適格機関投資家向け)	6,487,937,025 円
U A M米国株式マーケット・ニュートラル 4 (適格機関投資家向け)	11,871,670,749 円
マーケット・ニュートラル	279,333,502 円
U A M米国株式ニュートラル・ファンド(適格機関投資家向け)	4,971,395,087 円
アナリティック米国株式マーケット・ニュートラル(適格機関投資家向け)	2,413,935,287 円
S K S C米国株式ニュートラル・オープン(適格機関投資家向け)	1,151,234,687 円
計	40,861,762,909 円
2. 売却借入有価証券に係る取引を行なうために、株式 38,699,203,824 円を担保として指し入れております。	
3. 売却借入有価証券	
当該有価証券売却取引は、受渡に有価証券を充当しております。なお、当該取引にかかる借入有価証券の貸借対照表計上額は、時価評価されております。また、当該取引の売買損益は、借入有価証券の買戻し約定日に計上されます。	

(有価証券関係)
 売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	(平成 15 年 3 月 20 日現在)			(平成 15 年 9 月 22 日現在)		
	貸借対照表計上額		当計算期間 の損益に含 まれた評価 差額	貸借対照表計上額		当計算期間 の損益に含 まれた評価 差額
	資 産	負 債		資 産	負 債	
株 式	50,640,412,489	-	2,345,116,993	38,699,203,824	-	5,980,384,036
売却借入 有価証券	-	51,248,196,777	2,911,010,113	-	38,127,178,643	5,243,350,264
合 計	50,640,412,489	51,248,196,777	565,893,120	38,699,203,824	38,127,178,643	737,033,772

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

(デリバティブ取引等関係)

取引の状況に関する事項

〔 自 平成 14 年 9 月 21 日 至 平成 15 年 3 月 20 日 〕	〔 自 平成 15 年 3 月 21 日 至 平成 15 年 9 月 22 日 〕
1. 取引の内容 当該親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同 左
2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託財産に属する外貨建資産等の変動リスクを回避するため、及び外貨建資産等の売買時の円換算額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	2. 取引に対する取組方針 同 左
3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産に属する外貨建資産等の為替変動リスクを回避する為、及び外貨建資産等の売買時の円換算額を確定する目的で利用しております。	3. 取引の利用目的 同 左
4. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	4. 取引に係るリスクの内容 同 左
5. 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当部署の承認を得て行っております。	5. 取引に係るリスクの管理体制 同 左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同 左

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(単位：円)

区分	種類	(平成15年3月20日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	46,489,891,000	-	47,759,100,000	1,269,209,000
	合計	46,489,891,000	-	47,759,100,000	1,269,209,000

(単位：円)

区分	種類	(平成15年9月22日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	39,406,000,000	-	38,212,600,000	1,193,400,000
	合計	39,406,000,000	-	38,212,600,000	1,193,400,000

(注) 1. 時価の算定方法

1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下、「当該日」とする。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

(平成 15 年 3 月 20 日現在)	(平成 15 年 9 月 22 日現在)
本有価証券報告書における開示対象ファンドの 計算期間末における当該親投資信託の 1 口当 り純資産の額 1.0090 円 (1 万口当たり 10,090 円)	本有価証券報告書における開示対象ファンドの 計算期間末における当該親投資信託の 1 口当 り純資産の額 1.0376 円 (1 万口当たり 10,376 円)

(2) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

株式 (買建)

通 貨	銘 柄	株 数	評価額単価	評価額金額	備考
米ドル	ADOBE SYSTEMS INC	6,910	41.34	285,659.40	
	ADVANCED MICRO DEVICED	176,254	12.68	2,234,900.72	
	AETNA INC.	90,191	60.56	5,461,966.96	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC.	27,599	25.04	691,078.96	
	ALLEGHENY ENERGY INC	45,209	9.51	429,937.59	
	ALTERA CORP.	6,575	21.42	140,836.50	
	AMBAC FINANCIAL GROUP INC	95,427	66.40	6,336,352.80	
	AMEREN CORP.	117,279	42.58	4,993,739.82	
	AMERICAN GREETINGS CORP.	108,382	20.25	2,194,735.50	
	AMSOUTH BANCORP	100,395	21.81	2,189,614.95	
	ANDREW CORP.	138,266	13.81	1,909,453.46	
	AON CORP.	14,348	21.83	313,216.84	
	APOLLO GROUP INC-CL A	21,778	68.14	1,483,952.92	
	ARCHER DANIELS MIDLAND CO.	112,724	13.07	1,473,302.68	
	ASHLAND OIL	26,532	34.00	902,088.00	
	AT&T WIRELESS SERVICES INC	42,707	8.79	375,394.53	
	AUTODESK INC	177,401	18.01	3,194,992.01	
	AUTONATION INC	20,641	18.70	385,986.70	
	AUTOZONE INC. NEVADA	27,935	89.69	2,505,490.15	
	AVON PRODUCTS INC.	48,943	65.13	3,187,657.59	
	BALL CORP.	60,482	54.00	3,266,028.00	
	BANK OF AMERICA CORP.	79,617	79.22	6,307,258.74	
	BECTON DICKINSON & CO.	97,167	38.00	3,692,346.00	
	BELLSOUTH CORP.	34,927	25.43	888,193.61	
	BJ SERVICES CO	14,335	34.17	489,826.95	
	BLACK & DECKER CORP	123,256	42.20	5,201,403.20	
	BLOCK H & R INC	10,663	42.26	450,618.38	
	CAMPBELL SOUP CO.	82,845	27.84	2,306,404.80	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP.	22,383	61.60	1,378,792.80	
	CENDANT CORP	42,928	18.96	813,914.88	
	CENTERPOINT ENERGY INC	136,868	9.05	1,238,655.40	
	CENTEX CORP.	31,560	76.42	2,411,815.20	
	CHARTER ONE FINANCIAL INC	166,754	31.74	5,292,771.96	
	CHIRON CORP	4,748	55.48	263,419.04	
	CINERGY CORP.	38,186	35.57	1,358,276.02	
	CLOROX CO.	29,953	45.96	1,376,639.88	
	COLGATE-PALMOLIVE CO.	50,565	55.35	2,798,772.75	
	CONVERGYS CORP.	162,443	19.47	3,162,765.21	
	COOPER INDUSTRIES LTD-CL A	58,308	50.26	2,930,560.08	
	COUNTRYWIDE FINANCIAL CORP	21,257	77.31	1,643,378.67	
	CUMMINS ENGINE INC.	112,043	47.82	5,357,896.26	
	DELL INC	176,966	34.76	6,151,338.16	
	DELPHI CORP	23,712	9.56	226,686.72	

通 貨	銘 柄	株 数	評価額単価	評価額金額	備考
	DELTA AIR LINES INC.	20,591	14.58	300,216.78	
	DELUXE CORP.	120,216	42.14	5,065,902.24	
	DISNEY WALT CO. COM STK	160,059	20.48	3,278,008.32	
	DOLLAR GENERAL CORP.	17,686	21.42	378,834.12	
	EDISON INTERNATIONAL	33,327	19.00	633,213.00	
	ELECTRONIC ARTS INC	8,495	94.79	805,241.05	
	ENGELHARD CORP.	78,944	28.62	2,259,377.28	
	EQUIFAX INC.	98,880	23.15	2,289,072.00	
	EXELON CORPORATION	50,194	63.10	3,167,241.40	
	FEDERATED DEPARTMENT STORES	107,209	44.57	4,778,305.13	
	FIRSTENERGY CORP.	65,181	31.75	2,069,496.75	
	FORD MOTOR CO.	47,821	11.51	550,419.71	
	FOREST LABORATORIES INC	35,271	48.93	1,725,810.03	
	FORTUNE BRANDS INC.	17,851	58.48	1,043,926.48	
	FREDDIE MAC	21,485	54.96	1,180,815.60	
	FREEPORT MCMORAN COPPER AND GO	152,101	33.69	5,124,282.69	
	GENZYME CORP-GENL DIVISION	28,293	49.46	1,399,371.78	
	GEORGIA-PACIFIC CORP	32,751	24.95	817,137.45	
	GOODRICH B F CO.	55,907	26.05	1,456,377.35	
	HARRAHS ENT INC.	63,346	42.77	2,709,308.42	
	HASBRO INC	24,215	18.90	457,663.50	
	HEWLETT-PACKARD CO.	156,349	21.15	3,306,781.35	
	HILTON HOTELS CORP.	71,471	16.20	1,157,830.20	
	HOME DEPOT INC.	102,089	33.10	3,379,145.90	
	HUNTINGTON BANCSHARES INC.	198,342	20.68	4,101,712.56	
	INTEL CORP.	60,819	29.03	1,765,575.57	
	JABIL CIRCUIT INC	7,054	29.31	206,752.74	
	JANUS CAPITAL GROUP INC	67,344	15.08	1,015,547.52	
	JOHNSON & JOHNSON	59,836	50.31	3,010,349.16	
	JOHNSON CONTROLS INC.	67,635	99.95	6,760,118.25	
	KB HOME	53,146	58.90	3,130,299.40	
	KLA TENCOR CORP	24,900	56.68	1,411,332.00	
	LIZ CLAIBORNE	44,214	35.21	1,556,774.94	
	LSI LOGIC CORP.	39,248	11.96	469,406.08	
	LUCENT TECHNOLOGIES INC.	185,415	2.31	428,308.65	
	MARRIOTT INTL INC. CL.A	12,998	42.88	557,354.24	
	MARSHALL&ILSLEY CORP	112,864	32.74	3,695,167.36	
	MAY DEPARTMENT STORES	17,458	25.97	453,384.26	
	MAYTAG CORP	9,864	26.33	259,719.12	
	MBIA INC	110,846	56.95	6,312,679.70	
	MBNA CORP.	103,513	24.28	2,513,295.64	
	MCCORMICK&CO-NON VTG SHRS	54,747	27.20	1,489,118.40	
	MCKESSON CORP	170,183	35.37	6,019,372.71	
	MEADWESTVACO CORP	22,395	27.35	612,503.25	
	MEREDITH CORP.	59,418	47.97	2,850,281.46	
	MICRON TECHNOLOGY INC.	50,299	14.53	730,844.47	
	MOODY'S CORPORATION	20,282	54.15	1,098,270.30	
	MOTOROLA INC.	105,244	11.09	1,167,155.96	
	NABORS INDUSTRIES INC	30,898	36.90	1,140,136.20	
	NATIONAL CITY CORP.	211,584	30.80	6,516,787.20	
	NATIONAL SEMICONDUCTOR CORP	116,831	35.90	4,194,232.90	
	NEXTEL COMMUNICATIONS INC-A	181,949	20.02	3,642,618.98	
	NICOR INC.	2,352	35.81	84,225.12	
	NOVELL INC	73,651	5.59	411,709.09	
	NVIDIA CORP	97,520	19.77	1,927,970.40	
	ORACLE CORP	372,564	12.11	4,511,750.04	
	PACTIV CORPORATION	13,487	20.30	273,786.10	
	PEPSICO INC.	150,464	45.76	6,885,232.64	
	PFIZER INC.	44,172	31.45	1,389,209.40	

通 貨	銘 柄	株 数	評価額単価	評価額金額	備考
	PG&E CORPORATION	6,734	23.52	158,383.68	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	2,398	48.92	117,310.16	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	16,977	37.70	640,032.90	
	PULTE HOMES INC	7,237	68.55	496,096.35	
	QWEST COMMUNICATIONS INTL INC.	42,196	4.04	170,471.84	
	REGIONS FINANCIAL CORP.	58,670	35.00	2,053,450.00	
	ROCKWELL COLLINS	90,237	26.49	2,390,378.13	
	RYDER SYSTEM INC.	10,575	31.05	328,353.75	
	SABRE GROUP HOLDINGS INC.	17,893	25.40	454,482.20	
	SARA LEE CORP.	81,683	18.88	1,542,175.04	
	SHERWIN WILLIAMS CO.	218,758	30.49	6,669,931.42	
	SOUTHERN CO.	220,398	29.26	6,448,845.48	
	SOUTHTRUST CORP.	13,292	30.40	404,076.80	
	SPRINT CORP (FON GROUP)	227,093	16.11	3,658,468.23	
	SPRINT CORP(PCS GROUP)	217,324	6.10	1,325,676.40	
	ST. PAUL COMPANIES	16,634	38.43	639,244.62	
	STAPLES INC.	144,134	24.25	3,495,249.50	
	SUNGARD DATA SYSTEMS	195,818	28.20	5,522,067.60	
	SUNOCO INC.	164,977	39.51	6,518,241.27	
	TENET HEALTH CARE	86,350	15.46	1,334,971.00	
	TERADYNE INC	59,104	22.00	1,300,288.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INC.	75,684	24.17	1,829,282.28	
	TORCHMARK CORP.	56,696	41.66	2,361,955.36	
	TRAVELERS PROPERTY CASUALT-B	71,171	16.12	1,147,276.52	
	UNION PACIFIC CORP.	25,727	60.55	1,557,769.85	
	UNISYS CORP.	22,334	13.93	311,112.62	
	UNITED STATES STEEL CORP	87,337	19.60	1,711,805.20	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	8,767	49.96	437,999.32	
	UNOCAL CORP.	42,798	31.88	1,364,400.24	
	US BANCORP	282,039	24.74	6,977,644.86	
	WACHOVIA CORP	159,925	42.40	6,780,820.00	
	WASHINGTON MUTUAL INC.	171,295	38.46	6,588,005.70	
	WELLS FARGO & CO.	51,310	51.67	2,651,187.70	
	WHIRLPOOL CORP.	31,569	69.41	2,191,204.29	
	WILLIAMS COMPANIES	29,433	9.28	273,138.24	
	WINN DIXIE STORES INC.	108,840	10.20	1,110,168.00	
	WYETH	121,671	47.45	5,773,288.95	
	XILINX INC	47,296	31.60	1,494,553.60	
	XL CAPITAL LTD -CLASS A	89,059	77.25	6,879,807.75	
	MARATHON OIL CORP	201,513	28.35	5,712,893.55	
	AMERISOURCEBERGEN CORP	14,280	54.83	782,972.40	
	PEPSI BOTTLING GROUP INC	64,133	21.19	1,358,978.27	
	CITRIX SYSTEMS INC	60,015	23.25	1,395,348.75	
	FIRST TENNESSEE NATL CORP	9,508	41.52	394,772.16	
	NISOURCE INC	83,328	20.00	1,666,560.00	
	CARNIVAL CORP	116,805	35.10	4,099,855.50	
合計				344,145,876.61	
				(38,699,203,824)	

株式（売建）

通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
米ドル	ALCOA INC.	7,757	28.45	220,686.65	
	ALBERTO-CULVER CO -CL B	64,156	58.42	3,747,993.52	
	AUTOMATIC DATA PROCE	103,086	39.00	4,020,354.00	
	ALLERGAN INC.	76,935	80.10	6,162,493.50	
	AMERADA HESS CORP.	59,834	49.18	2,942,636.12	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	86,093	60.35	5,195,712.55	
	APARTMENT INVT & MGMT	5,020	39.00	195,780.00	
	APPLIED MATERIALS INC.	58,967	20.47	1,207,054.49	
	APPLIED MICRO CIRCUITS CORP	151,499	5.58	845,364.42	
	AMGEN INC	53,392	68.75	3,670,700.00	
	AOL TIME WARNER	321,074	16.28	5,227,084.72	
	ANTHEM INC	48,487	74.69	3,621,494.03	
	ALLEGHENY TECHNOLOGIES	126,906	7.11	902,301.66	
	AVERY DENISON CORP	23,358	51.06	1,192,659.48	
	BOEING CO.	34,858	35.79	1,247,567.82	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	5,812	30.14	175,173.68	
	BED BATH & BEYOND INC	29,190	41.43	1,209,341.70	
	BB&T CORPORATION	153,921	37.35	5,748,949.35	
	FRANKLIN RESOURCES INC	8,269	46.62	385,500.78	
	BROWN FORMAN CORP. C	30,356	80.70	2,449,729.20	
	BANK OF NEW YORK INC	108,791	31.45	3,421,476.95	
	BIOMET INC	2,956	34.91	103,193.96	
	BRISTON MYERS SQUIBB	104,825	27.25	2,856,481.25	
	BROADCOM CORP-CL A	30,149	26.45	797,441.05	
	COMPUTER ASSOCIATES	45,871	27.29	1,251,819.59	
	CHUBB CORP.	51,978	64.66	3,360,897.48	
	CIRCUIT CITY STORES	274,157	11.35	3,111,681.95	
	CLEAR CHANNEL COMMUNICATIONS	80,792	42.00	3,393,264.00	
	CONSTELLATION ENERGY	105,507	36.88	3,891,098.16	
	CIENA CORP	53,018	6.80	360,416.36	
	Cincinnati Financial Corp.	28,935	41.50	1,200,802.50	
	COMERICA INC	92,568	48.88	4,524,723.84	
	CMS ENERGY CORP.	31,287	7.75	242,474.25	
	CRANE CO	31,420	25.08	788,013.60	
	CISCO SYSTEMS INC	52,952	21.03	1,113,580.56	
	CINTAS CORP.	18,333	40.62	744,686.46	
	DILLARDS INC CL A	80,059	15.42	1,234,509.78	
	QUEST DIAGNOSTICS	6,949	64.00	444,736.00	
	DONNELLEY R R & SONS CO	7,623	24.75	188,669.25	
	DARDEN RESTAURANTS INC	10,275	22.40	230,160.00	
	DTE ENERGY CO.	93,948	35.95	3,377,430.60	
	DUKE ENERGY CORP.	73,788	18.55	1,368,767.40	
	DEVON ENERGY CORP	70,321	48.85	3,435,180.85	
	Consolidated Edison Inc.	34,502	41.02	1,415,272.04	
	ELECTRONIC DATA SYSTEMS CORP	22,369	21.10	471,985.90	
	Eastman Kodak Co.	58,846	27.80	1,635,918.80	
	EMERSON ELECTRIC CO	13,343	55.53	740,936.79	
	EQUITY RESIDENTIAL	188,758	29.42	5,553,260.36	
	EATON CORP.	4,595	95.01	436,570.95	
	FEDEX CORP.	22,138	66.25	1,466,642.50	
	FIFTH THIRD BANCORP	115,413	58.64	6,767,818.32	
	Fluor Corp NEW	51,639	37.55	1,939,044.45	
	FANNIE MAE	14,324	69.50	995,518.00	

通 貨	銘 柄	株 数	評価額単価	評価額金額	備考
	FPL GROUP INC.	41,248	62.55	2,580,062.40	
	GILLETTE CO.	130,234	32.40	4,219,581.60	
	GANNETT CO	14,199	78.10	1,108,941.90	
	GUIDANT CORP	9,541	47.95	457,490.95	
	GOLDEN WEST FINANCIAL CORP	24,146	89.31	2,156,479.26	
	GENERAL ELECTRIC CO.	33,499	31.93	1,069,623.07	
	GENERAL MILLS INC	132,571	47.14	6,249,396.94	
	GREAT LAKES CHEMICAL CORP.	22,505	21.00	472,605.00	
	CORNING INC	30,877	10.00	308,770.00	
	GOODYEAR TIRE & RUBBER	68,844	8.04	553,505.76	
	GRAINGER (W.W.) INC	88,971	50.50	4,493,035.50	
	HCA - THE HEALTHCARE COMPANY	122,925	36.11	4,438,821.75	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	113,126	55.25	6,250,211.50	
	Honeywell International	103,795	27.97	2,903,146.15	
	INTUIT INC	6,122	48.97	299,794.34	
	INTERNATIONAL PAPER CO	53,296	40.96	2,183,004.16	
	INTERPUBLIC GROUP COS INC.	78,876	15.03	1,185,506.28	
	JDS UNIPHASE	177,469	4.11	729,397.59	
	JOHN HANCOCK FIN	59,662	31.87	1,901,427.94	
	JONES APPAREL GROUP INC	68,385	32.08	2,193,790.80	
	NORDSTROM INC	68,865	25.82	1,778,094.30	
	KEYCORP	17,659	26.29	464,255.11	
	KIMBERLY-CLARK CORP	130,182	51.06	6,647,092.92	
	KERR-MCGEE CORP	130,930	44.43	5,817,219.90	
	KINDER MORGAN INC	41,481	52.70	2,186,048.70	
	KEYSPAN CORPORATION	34,995	35.00	1,224,825.00	
	KOHL S CORP.	43,368	57.48	2,492,792.64	
	LEGGETT & PLATT INC	163,119	22.70	3,702,801.30	
	LINCOLN NATIONAL CORP.	30,759	36.72	1,129,470.48	
	SOUTHWEST AIRLINES CO.	165,753	18.50	3,066,430.50	
	MEDTRONIC INC.	81,069	48.43	3,926,171.67	
	MedImmune, Inc.	97,137	35.96	3,493,046.52	
	MELLON FINANCIAL CORP.	150,980	33.02	4,985,359.60	
	MERCURY INTERACTIVE CORP	72,301	50.97	3,685,181.97	
	METLIFE INC	76,311	28.65	2,186,310.15	
	MILLIPORE CORP	31,145	48.91	1,523,301.95	
	MARSH & MCLENNAN COS	43,350	49.60	2,150,160.00	
	MONSTER WORLDWIDE INC	74,877	29.19	2,185,659.63	
	MERCK & CO., INC.	5,095	52.29	266,417.55	
	MICROSOFT CORP	29,961	29.95	897,331.95	
	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	40,485	43.30	1,753,000.50	
	NAVISTAR INTL.	85,311	41.44	3,535,287.84	
	Nike, Inc.	12,125	61.50	745,687.50	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	22,091	93.24	2,059,764.84	
	NETWORK APPLIANCE INC	48,988	22.85	1,119,375.80	
	NORTHERN TRUST CORP.	155,804	43.95	6,847,585.80	
	NEWELL RUBBERMAID INC	30,974	22.43	694,746.82	
	NEW YORK TIMES CO -CL A	12,245	43.90	537,555.50	
	PAYCHEX INC	5,540	35.10	194,454.00	
	PACCAR INC.	74,903	80.54	6,032,687.62	
	PHELPS DODGE CORP.	33,976	50.21	1,705,934.96	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	4,435	41.95	186,048.25	
	PEOPLES ENERGY CORP.	9,265	42.23	391,260.95	
	PROGRESSIVE CORP	17,698	72.17	1,277,264.66	

通 貨	銘 柄	株 数	評価額単価	評価額金額	備考
	PARKER HANNIFIN CORP	78,733	46.95	3,696,514.35	
	PMC -SIERRA INC	167,135	14.12	2,359,946.20	
	Pinnacle West Capital	63,519	36.57	2,322,889.83	
	PPG INDUSTRIES INC.	28,083	54.86	1,540,633.38	
	PROVIDIAN FINANCIAL	143,564	11.85	1,701,233.40	
	POWER-ONE INC	78,037	12.17	949,710.29	
	QUALCOMM INC	125,576	45.14	5,668,500.64	
	Robert Half Intl Inc.	117,145	21.86	2,560,789.70	
	TRANSOCEAN INC	99,573	19.39	1,930,720.47	
	RJ REYNOLDS TOBACCO HOLDINGS	109,838	39.88	4,380,339.44	
	Rohm & Haas Co.	84,484	35.62	3,009,320.08	
	RAYTHEON COMPANY	94,814	30.45	2,887,086.30	
	Safeco	9,698	36.10	350,097.80	
	SYMBOL TECHNOLOGIES INC	175,016	12.20	2,135,195.20	
	Starbucks Corp.	164,243	29.19	4,794,253.17	
	SCHWAB CHARLES CORP.	253,262	12.55	3,178,438.10	
	SIEBEL SYSTEMS INC	206,226	10.27	2,117,941.02	
	SCIENTIFIC ATLANTA I	42,775	34.04	1,456,061.00	
	SCHERING-PLOUGH CORP	7,529	16.65	125,357.85	
	SNAP-ON INC	45,943	29.24	1,343,373.32	
	SYNOVUS FINANCIAL CORP	270,913	26.69	7,230,667.97	
	STATESTREET CORP.	143,671	47.70	6,853,106.70	
	TEKTRONIX INC	34,752	25.67	892,083.84	
	TEMPLE INLAND INC	16,747	51.68	865,484.96	
	THERMO ELECTRON CORP.	44,681	22.96	1,025,875.76	
	THOMAS & BETTS CORP	24,994	17.50	437,395.00	
	TRIBUNE CO NEW COM	19,979	46.50	929,023.50	
	TEXTRON INC	142,726	43.70	6,237,126.20	
	UNITED PARCEL SERVICE CL B	5,315	64.52	342,923.80	
	VISTEON CORPORATION	27,040	7.03	190,091.20	
	Viacom, Inc., Class B	75,197	42.06	3,162,785.82	
	VULCAN MATERIALS CO	70,995	41.02	2,912,214.90	
	VERIZON COMMUNICATIONS	189,188	35.25	6,668,877.00	
	WALGREEN CO	81,614	32.61	2,661,432.54	
	WENDY'S INTERNATIONAL INC	4,211	32.74	137,868.14	
	WAL-MART STORES INC	16,434	58.14	955,472.76	
	WATSON PHARMACEUTICALS INC	3,422	44.15	151,081.30	
	WEYERHAEUSER CO	106,715	60.85	6,493,607.75	
	XCEL Energy Inc.	164,101	15.40	2,527,155.40	
合計				339,058,947.47	
				(38,127,178,643)	

有価証券明細表注記

(注1) 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

(注2) 通貨種類毎の小計欄及び合計欄の()内は邦貨換算額であります。

(注3) 外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数		組入株式時価比率	合計額に対する比率
米 ド ル	株 式(買建)	148 銘柄	100.0%	100.0%
	売却借入有価証券(売建)	146 銘柄		

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記事項(デリバティブ取引等関係注記)」に記載しております。

2 ファンドの現況

(1)資産額計算書

(平成 15 年 10 月 31 日現在)

種類	金額	単位
資産総額	293,944,917	円
負債総額	11,189,352	円
純資産総額 (-)	282,755,565	円
発行済数量	287,085,087	口
1 口当たり純資産額 (/)	0.9849	円

(2)投資有価証券の主要銘柄

(平成 15 年 10 月 31 日現在)

種 類	銘柄名	国/地域	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
親投資信託受益証券	U A M米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド	日本	261,239,906	1.0376	271,062,527	1.0664	278,586,235	98.53

(注)投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

種 類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	98.53
合計	98.53

(注)投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

(3)投資不動産物件

該当事項はありません。

(4)その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 親投資信託受益証券の現況

(1) UAM 米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドの純資産計算書
(平成 15 年 10 月 31 日現在)

種類	金額	単位
資産総額	82,934,622,505	円
負債総額	40,072,055,856	円
純資産総額 (-)	42,862,566,649	円
発行済数量	40,191,850,916	口
1 口当たり純資産額 (/)	1.0664	円

(2) UAM 米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

株式 (買建)

(平成 15 年 10 月 31 日)

種類	銘柄名	国 / 地域	業種	株数 (株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
株式	MARATHON OIL CORP	アメリカ	石油・ガス	289,958	2,700.42	783,174,600	3,172.61	919,923,070	2.15%
株式	US BANCORP	アメリカ	銀行	282,039	2,154.24	607,579,695	2,996.35	845,088,122	1.97%
株式	WASHINGTON MUTUAL INC	アメリカ	各種金融	171,295	3,737.28	640,177,378	4,773.06	817,600,628	1.91%
株式	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	アメリカ	化学	218,758	2,957.18	646,917,423	3,640.45	796,377,124	1.86%
株式	WACHOVIA CORP	アメリカ	銀行	159,925	4,607.68	736,942,520	4,949.31	791,518,722	1.85%
株式	JOHNSON CONTROLS INC	アメリカ	自動車部品・設備	67,635	9,055.42	612,463,602	11,649.22	787,894,724	1.84%
株式	PEPSICO INC	アメリカ	飲料	150,464	4,411.84	663,951,680	5,223.49	785,946,898	1.83%
株式	JP MORGAN CHASE & CO	アメリカ	各種金融	194,823	3,874.37	754,985,570	3,899.39	759,691,248	1.77%
株式	NATIONAL CITY CORP	アメリカ	銀行	211,584	3,058.37	647,101,735	3,545.79	750,232,855	1.75%
株式	FORD MOTOR CO	アメリカ	自動車製造	561,816	1,233.79	693,311,333	1,321.92	742,675,807	1.73%
株式	SOUTHERN CO	アメリカ	電力	220,398	3,148.67	693,961,011	3,268.35	720,338,244	1.68%
株式	MBIA INC	アメリカ	保険	110,846	4,677.31	518,461,326	6,454.02	715,401,858	1.67%
株式	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	アメリカ	電力	153,262	4,553.28	697,978,199	4,455.36	682,837,384	1.59%
株式	XL CAPITAL LTD -CLASS A	アメリカ	保険	89,059	8,451.58	752,714,639	7,515.90	669,358,894	1.56%
株式	DELUXE CORP	アメリカ	商業サービス	148,803	4,412.93	656,724,785	4,416.19	657,142,618	1.53%
株式	BLACK & DECKER CORP	アメリカ	工具	123,256	3,834.11	472,577,309	5,186.50	639,266,751	1.49%
株式	FREEPORT-MCMORAN COPPER-B	アメリカ	鉱業	152,101	1,808.26	275,037,546	4,183.36	636,293,239	1.48%
株式	SUNGARD DATA SYSTEMS	アメリカ	コンピューター	195,818	2,181.44	427,165,218	3,035.52	594,409,455	1.39%

種類	銘柄名	国 / 地域	業種	株数 (株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
株式	WYETH	アメリカ	医薬品	121,671	4,017.98	488,872,131	4,758.91	579,021,582	1.35%
株式	CUMMINS INC	アメリカ	機械	112,043	2,803.78	314,143,474	5,140.80	575,990,654	1.34%
株式	AMEREN CORPORATION	アメリカ	電力	117,279	4,230.14	496,107,058	4,855.74	569,476,801	1.33%
株式	CHARTER ONE FIN INC	アメリカ	銀行	166,754	3,042.05	507,273,672	3,406.53	568,052,170	1.33%
株式	MCKESSON CORP	アメリカ	商業サービス	170,183	2,749.38	468,069,753	3,266.18	555,847,630	1.30%
株式	FEDERATED DEPARTMENT STORES	アメリカ	小売	107,209	3,183.49	341,298,565	5,109.25	547,757,369	1.28%
株式	NATIONAL SEMICONDUCTOR CORP	アメリカ	半導体	116,831	1,981.25	231,489,634	4,506.50	526,498,434	1.23%
株式	COMPUTER SCIENCES CORP	アメリカ	コンピューター	115,382	4,369.41	504,251,463	4,260.61	491,597,472	1.15%
株式	MATTEL INC	アメリカ	玩具・ゲーム	229,666	2,164.03	497,204,475	2,107.46	484,010,990	1.13%
株式	NEXTEL COMMUNICATIONS INC-A	アメリカ	通信	181,949	1,404.61	255,567,021	2,619.90	476,688,913	1.11%
株式	HUNTINGTON BANCSHARES INC	アメリカ	銀行	198,342	2,308.74	458,092,741	2,350.08	466,119,567	1.09%
株式	GEORGIA-PACIFIC CORP	アメリカ	木材・製紙	156,761	2,683.01	420,683,679	2,907.14	455,725,546	1.06%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

株式 (売建)

種類	銘柄名	国 / 地域	業種	株数 (株)	帳簿額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
株式	UNITED TECHNOLOGIES CORP	アメリカ	宇宙軍事産業	89,059	8,846.53	787,942,325	9,329.60	830,884,846	1.94%
株式	STATESTREET CORP.	アメリカ	銀行	143,671	3,923.33	563,668,457	5,675.01	815,334,074	1.90%
株式	SYNOVUS FINANCIAL CORP	アメリカ	銀行	270,913	2,408.83	652,583,904	2,992.00	810,571,696	1.89%
株式	NORTHERN TRUST CORP.	アメリカ	銀行	155,804	3,495.74	544,650,898	5,048.32	786,548,449	1.84%
株式	TEXTRON INC	アメリカ	その他製造	142,726	4,337.86	619,264,977	5,438.91	776,274,154	1.81%
株式	KIMBERLY-CLARK CORP	アメリカ	化粧品	130,182	5,666.30	737,757,882	5,750.08	748,556,915	1.75%
株式	FIFTH THIRD BANCORP	アメリカ	銀行	115,413	6,081.92	701,932,633	6,309.31	728,176,626	1.70%
株式	WEYERHAEUSER CO	アメリカ	木材・製紙	106,715	5,284.42	563,969,960	6,677.06	712,542,031	1.66%
株式	VERIZON COMMUNICATIONS	アメリカ	通信	189,188	3,818.88	722,603,272	3,568.64	675,143,864	1.58%
株式	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	アメリカ	保険	113,126	5,153.86	583,035,114	5,907.84	668,330,308	1.56%
株式	QUALCOMM INC	アメリカ	通信	125,576	4,371.58	549,077,839	5,224.58	656,081,356	1.53%
株式	GENERAL MILLS INC	アメリカ	食品	132,571	4,962.37	657,876,010	4,923.20	652,673,547	1.52%
株式	BB&T CORPORATION	アメリカ	銀行	153,921	3,736.19	575,193,663	4,180.10	643,404,556	1.50%

種類	銘柄名	国/地域	業種	株数 (株)	帳簿額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
株式	PACCAR INC.	アメリカ	自動車製造	74,903	6,314.75	472,993,869	8,574.53	642,257,871	1.50%
株式	ALLERGAN INC.	アメリカ	医薬品	76,935	7,154.69	550,445,921	8,187.20	629,882,232	1.47%
株式	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	不動産業	188,758	2,839.68	536,028,158	3,196.54	603,373,252	1.41%
株式	DTE ENERGY CO.	アメリカ	電力	147,912	4,399.87	650,933,843	4,002.75	592,055,054	1.38%
株式	KERR-MCGEE CORP	アメリカ	石油・ガス	130,930	5,177.79	678,067,500	4,515.20	591,175,136	1.38%
株式	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	アメリカ	保険	86,093	6,747.78	580,936,279	6,593.28	567,635,255	1.32%
株式	STARBUCKS CORP.	アメリカ	小売	164,243	2,542.66	417,613,449	3,421.76	562,000,128	1.31%
株式	TIME WARNER INC	アメリカ	メディア	309,325	1,424.19	440,538,190	1,676.61	518,616,770	1.21%
株式	MCDONALD'S CORPORATION	アメリカ	小売	188,099	2,617.73	492,409,884	2,690.62	506,103,684	1.18%
株式	HCA - THE HEALTHCARE COMPANY	アメリカ	ヘルスケアサービス	122,925	3,836.29	471,694,132	4,080.00	501,534,000	1.17%
株式	LIZ CLAIBORNE INC	アメリカ	アパレル	125,577	3,878.72	487,082,537	3,982.08	500,057,660	1.17%
株式	MELLON FINANCIAL CORP.	アメリカ	銀行	150,980	2,387.07	360,400,131	3,266.18	493,127,252	1.15%
株式	AMERADA HESS CORP.	アメリカ	石油・ガス	85,083	5,330.11	453,539,270	5,701.12	485,068,393	1.13%
株式	RJ REYNOLDS TOBACCO HOLDINGS	アメリカ	タバコ	84,276	4,259.52	358,975,308	5,469.38	460,937,132	1.08%
株式	GILLETTE CO.	アメリカ	化粧品	130,234	3,320.58	432,451,895	3,465.28	451,297,276	1.05%
株式	TERADYNE INC	アメリカ	半導体	180,373	2,067.20	372,888,844	2,489.34	449,010,445	1.05%
株式	GRAINGER (W.W.) INC	アメリカ	商業サービス・用品	88,971	5,149.50	458,156,520	4,987.39	443,733,254	1.04%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

UAM 米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドの業種別投資比率

株式 (買建)

(平成 15 年 10 月 31 日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)	種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	オフィス設備	0.92%	株式	外国	機械	1.34%
株式	外国	コンピューター	4.61%	株式	外国	銀行	11.28%
株式	外国	その他製造	1.67%	株式	外国	工具	1.49%
株式	外国	ソフトウェア	2.53%	株式	外国	航空	0.61%
株式	外国	バイオテクノロジー	0.27%	株式	外国	鉱業	1.48%
株式	外国	パイプライン	0.08%	株式	外国	自動車製造	2.28%
株式	外国	ヘルスケアサービス	0.42%	株式	外国	自動車部品・設備	1.89%
株式	外国	ホテル	0.44%	株式	外国	住宅	1.08%
株式	外国	メディア	1.66%	株式	外国	商業サービス	5.03%
株式	外国	リネンサプライ	0.78%	株式	外国	小売	3.01%
株式	外国	レジャー	1.14%	株式	外国	食品	2.20%
株式	外国	医薬品	3.83%	株式	外国	石油・ガス	3.16%
株式	外国	医療機器	1.65%	株式	外国	石油・ガスサービス	0.12%
株式	外国	飲料	2.19%	株式	外国	通信	3.91%
株式	外国	宇宙軍事産業	1.01%	株式	外国	鉄鋼業	0.52%
株式	外国	運輸	0.49%	株式	外国	電気・電子	0.48%
株式	外国	化学	2.44%	株式	外国	電力	6.84%
株式	外国	化粧品	1.50%	株式	外国	半導体	5.00%
株式	外国	家庭用品	1.86%	株式	外国	保険	4.56%
株式	外国	各種金融	5.54%	株式	外国	木材・製紙	1.21%
株式	外国	環境整備	0.29%	株式	外国	容器・包装用品	0.96%
株式	外国	玩具・ゲーム	1.13%	合 計			94.91%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

株式（売建）

（平成 15 年 10 月 31 日現在）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 （ % ）	種類	国内 / 外国	業種	投資比率 （ % ）
株式	外国	アパレル	1.96%	株式	外国	建設機材	0.80%
株式	外国	インターネット	1.51%	株式	外国	建設工事	0.49%
株式	外国	ガス	0.47%	株式	外国	工具	0.12%
株式	外国	コンピューター	0.27%	株式	外国	広告	0.30%
株式	外国	その他製造	3.56%	株式	外国	航空	0.81%
株式	外国	ソフトウェア	3.01%	株式	外国	鉱業	0.59%
株式	外国	タバコ	1.59%	株式	外国	自動車製造	2.22%
株式	外国	バイオテクノロジー	1.81%	株式	外国	自動車部品・設備	0.04%
株式	外国	パイプライン	0.56%	株式	外国	商業サービス	1.07%
株式	外国	ヘルスケアサービス	2.71%	株式	外国	商業サービス・用品	1.04%
株式	外国	メディア	3.71%	株式	外国	小売	6.27%
株式	外国	リネンサプライ	0.20%	株式	外国	食品	1.52%
株式	外国	医薬品	2.94%	株式	外国	石油・ガス	3.83%
株式	外国	医療機器	0.45%	株式	外国	通信	4.54%
株式	外国	飲料	0.65%	株式	外国	鉄鋼業	0.25%
株式	外国	宇宙軍事産業	3.42%	株式	外国	電気・電子	1.92%
株式	外国	運輸	0.51%	株式	外国	電子部品・設備	0.36%
株式	外国	化学	1.35%	株式	外国	電力	5.38%
株式	外国	化粧品	3.82%	株式	外国	半導体	2.85%
株式	外国	家庭用品	1.20%	株式	外国	不動産業	1.48%
株式	外国	各種金融	2.27%	株式	外国	保険	5.86%
株式	外国	玩具・ゲーム	0.25%	株式	外国	木材・製紙	2.42%
株式	外国	銀行	10.97%	合 計			93.37%

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

（3）UAM 米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドの投資不動産物件
該当事項はありません。

（4）UAM 米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドのその他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

第3 その他

- 1 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をします。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載します。
- 2 目論見書に用語解説等を掲載します。
- 3 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として冒頭に記載します。
- 4 目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- 5 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「第二部 ファンド情報」中、「第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第2 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」の情報の一部をグラフ化し、目論見書中に「運用の状況（概要）」として記載することがあります。
- 6 要約目論見書を使用します。

添付書類（要約目論見書）を、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第1号ロに規定する書類（要約目論見書）として、以下の要領にしたがい使用します。

- (1) 当該要約目論見書は、ポスター、チラシ、パンフレット、ダイレクトメール（はがき、封書用）として使用される他、電子媒体、新聞、雑誌および書籍等に掲載されることがあります。
- (2) 当該要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、イラスト、キャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、社名ロゴマーク、あいさつ文を付加して使用することがあります。
- (3) 投資対象の資産別構成比をグラフまたは表にして示すことがあります（データは適時更新されます。）
- (4) ファンドの運用実績に関する以下の情報を、日次、週次、月次などのデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。その際、過去の運用実績であり、今後の運用成果を示唆するものではない旨の注記をすることがあります。なお、データは適時、更新されます。

基準価額（収益分配金修正後のものを含みます。以下同じ。）、純資産総額、収益分配金実績およびこれらの推移。

累積投資額（ファンド設定時に10,000円または100万円を投資したと仮定した場合の、収益分配金を再投資した実績評価額。ただし、申込手数料および収益分配金

に係る税金は考慮しておりません。)の推移。

ファンドの直近1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、5年、設定来などの騰落率またはこれらの一部(累積や個別期間で表示されることがあります。)

ファンドの投資対象の資産別構成比、市場別構成比、業種別構成比、組入銘柄名(全部または一部)および当該銘柄の属する業種名、組入比率、組入銘柄数、外貨建資産に対する為替予約の状況。

- (5) ファンドに関連する情報として、運用担当者に関する情報ならびにファンドの運用実績およびそれに対するコメントを記載することがあります。なお、これらの情報および説明は適宜、更新されます。
- (6) ファンドの保有証券と運用状況に関する情報として、国別、資産の種類別、市場別、業種別、銘柄毎の組入比率、組入額および組入銘柄数(組入上位の資産、個別銘柄の業種、および銘柄等)の一部を、日次、週次、月次などのデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。なお、これらの情報および説明は適宜、更新されます。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社等による評価を取得・使用することがあります。
- (8) 以下の趣旨の事項の全部または一部を要約目論見書に記載することがあります。

投資信託は、預金保険の対象となりません。

投資信託は、保険契約ではありませんので、保険契約者保護機構の対象にはなりません。

投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。

投資信託は、保険契約における保険金額と異なり、受取金額の保証はありません。

投資信託は、値動きのある証券に投資しますので、購入された方は投資した資金の減少を含むリスクを負うことになります。

投資信託の購入者は、投資した資産の減少を含むリスク(元本割れリスク)を負います。

投資信託の設定・運用は、販売会社ではなく、当該投資信託委託会社が行います。

登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払い対象にはなりません。

- 7 目論見書、要約目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

1 受益証券の名義書換え等

- (1) 委託会社は、受益者が委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。
- (2) 記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって名義書換を委託会社に請求することができます。

取扱場所

ユナイテッド投信株式会社

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

インペリアルタワー14階

名義書換手数料

徴収しません。

- (3) 名義書換の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

2 受益者名簿

受益者名簿は作成しません。

3 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

4 受益証券の譲渡制限

無記名式受益証券の譲渡に制限は設けていません。

記名式の受益証券の譲渡は、名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益証券の再発行

- (1) 委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添えて再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。
- (2) 委託会社は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。
- (3) 委託会社は、受益証券を毀損または汚損した受益者が委託会社の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前記(1)および(2)を準用します。
- (4) 委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

追加型証券投資信託

マ - ケット・ニュ - トラル

約 款

ユナイテッド投信株式会社

— 運用の基本方針 —

約款第 22 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

この投資信託は、UAM 米国株式マ - ケット・ニュー・トラル・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、内外の株式および債券等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

親投資信託の受益証券への投資を通じて、主として米国株式へ投資し、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

親投資信託の受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第 29 条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第 30 条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 31 条の範囲で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り分配を行う方針です。

- (1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- (2) 分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- (3) 留保益の運用について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託 〔マ-ケット・ニュ-トラル〕約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ユナイテッド投信株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第55条第1項、第56条第1項、第57条第1項および第59条第2項の規定による信託終了日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。
以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
第34条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第 11 条 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。
委託者が発行する受益証券は、1 万口券、5 万口券、10 万口券、50 万口券、100 万口券、500 万口券、1,000 万口券、5,000 万口券および 1 億口券の 9 種類とします。

委託者の指定する証券会社(証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、原則として第 1 項の受益証券を委託者の指定する証券会社または登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める自動けいぞく投資契約約款にしたがった契約(以下「別に定める契約」といいます。)および保護預り契約に基づいて保管するものとします。

別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券の種類は、第 2 項に定めるもののほか、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

この約款において「自動けいぞく投資契約約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資契約約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第 12 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【受益証券の販売単位および価額】

第 13 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 11 条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって販売することができるものとします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の規定にかかわらず、ニュ - ヨ - ク証券取引所あるいはニュ - ヨ - クの銀行の休業日においては、前項による販売を行わないものとします。

第 1 項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は、1 口につき 1 円とします。

前各項の規定にかかわらず、受益者が第 52 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として第 45 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続き】

第 14 条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続きは、第 45 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】

第 15 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【無記名式の受益証券の再交付】

第 16 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

【記名式の受益証券の再交付】

第 17 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第 18 条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。

【受益証券の再交付の費用】

第 19 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

【投資の対象とする資産の種類】

第 20 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条各号で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ．有価証券オプション取引に係る権利

ニ．外国市場証券先物取引に係る権利

ホ．有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利

ヘ．有価証券店頭オプション取引に係る権利

ト．有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利

チ．金銭債権（イ、リ、およびルに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

リ．約束手形（証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除きます。）

ヌ．金融先物取引等（金融先物取引法第 2 条第 9 項に規定する金融先物取引等をいいます。以下同じ。）に係る権利

ル．金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 4 条で定めるもの（金融先物取引等を除きます。）に係る権利

ヲ．金銭を信託する信託の受益権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．預金

ロ．コール・ローン

ハ．指定金銭信託

ニ．手形割引市場において売買される手形

ホ．為替手形

【運用の指図範囲】

第 21 条 委託者（第 23 条に規定する委託者から委託を受ける者を含みます。以下第 22 条、第 24 条から第 32 条まで、第 34 条および第 40 条から第 43 条までについて同じ。）は、信託金を、主としてユナイテッド投信株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結された UAM 米国株式マ - ケット・ニュー・トラル・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証書(証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前第1号から第11号までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
17. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計

額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券以外の投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【運用の基本方針】

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【運用の権限委託】

第23条 委託者は、第21条第1項に規定する親投資信託に係る運用の指図に関する権限を、次の者に委託します。

アナリティック・インベスタ・ズ・インク (Analytic Investors Inc.)

700 South Flower Street Suite 2400, Los Angeles, CA 90017

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第48条に基づいて委託者が受ける報酬から、毎計算期間終了日のとき支弁するものとし、その報酬額は、信託財産に属する当該親投資信託の受益証券の純資産総額に対して年10,000分の30を乗じて得た金額とします。

第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

【投資する株式等の範囲】

第24条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第25条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を

しません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 10 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

前 3 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の空売りの指図および範囲】

第 27 条 委託者は、信託財産において有しない有価証券または第 28 条の規定により借り入れた有価証券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る有価証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図および範囲】

第 28 条 委託者は、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

第 1 項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

【先物取引等の運用指図】

第 29 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引

を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第 31 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 32 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 33 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第 34 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第 35 条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

保管費用は受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

【有価証券の保管】

第 36 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第 37 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【一括登録】

第 38 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

【信託財産の表示および記載の省略】

第 39 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第 40 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 41 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第 42 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入

金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間（ただし、当該期間は5営業日を超えないものとします。）とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第43条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第44条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者の協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第45条 この信託の計算期間は、毎年3月21日から9月20日までおよび9月21日から翌年3月20日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は、平成13年11月30日から平成14年3月20日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第46条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第47条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用（当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含む。）法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（500,000円（外税）/毎計算期間）は、受益者の負担とし、第45条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第48条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第45条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者の間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【実績報酬の額および支弁の方法】

第 49 条 委託者にかかる信託報酬について、運用の実績によって支弁される実績報酬を設けております。委託者は、第 45 条に規定する計算期間を通じて毎日の基準価額が、一定の目標水準を上回った基準価額（以下「目標基準価額」といいます。）となった場合、当該目標基準価額を超える基準価額の超過部分の 30% を実績報酬として受領します。前項に定める実績報酬は、第 45 条に規定する計算期間を通じて毎日、次によるものとします。

1. 実績報酬の計算期間は、第 45 条で規定する各計算期間を 1 期として取扱います。
2. 各計算期間中に発生する基準価額の騰落を計算する際に使用する基準価額（以下「基本基準価額」といいます。）は、第 45 条に規定する各計算期間を通じて実績報酬を計上した日の基準価額のうち最も高い基準価額（収益分配前の基準価額）とします。
3. 実績報酬を計算する際に使用する目標基準価額は、前号に規定する基本基準価額に目標リターン・レートを、次の計算式を用いて算出した価額とします。

$$\text{目標基準価額} = (1 + \text{日次目標リターン・レート})^{\text{経過日数}} \times \text{基本基準価額}$$

目標リターン・レートは、6 ヶ月物譲渡性預金利率（各計算期間の期初の前営業日に日本経済新聞において公表されるものを当該計算期間に適用します。）とし、各計算期間毎に見直します。目標基準価額を計算する際に使用する日次目標リターン・レートは次の計算式によるものとします。

$$\text{日次目標リターン・レート} = (1 + \text{目標リターン・レート})^{1/365} - 1$$

第 1 項の実績報酬は、発生の日付信託財産の費用として計上し、当該実績報酬に係る消費税等相当額とともに、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

前条を除き、この約款において信託報酬という場合は、実績報酬を含むものとします。

【収益の分配方式】

第 50 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第 51 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 52 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 52 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第 52 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の販売を行います。ただし、第54条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金（第2項ただし書以外を除きます。）償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払については、委託者は当該証券会社または登録金融機関に対する支払をもって免責されるものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第53条 受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第54条 受益者（委託者の指定する証券会社または登録金融機関を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

委託者は、第1項の規定にかかわらず、ニュ・ヨーク証券取引所あるいはニュ・ヨークの銀行の休業日においては、第1項による一部解約の実行の請求の受付を行いません。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

【信託契約の解約】

第55条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第56条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第60条の規定にしたがいます。

【委託者の認可取消等に伴う取扱い】

第57条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第60条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第58条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第59条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第60条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第 60 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第 61 条 第 55 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 55 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【公告】

第 62 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第 63 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 13 年 11 月 30 日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号
インペリアルタワー 14 階
ユナイテッド投信株式会社
代表取締役社長 泉 正治

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号
株式会社 大和銀行
頭 取 勝 田 泰 久

親投資信託

U A M 米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド

約 款

ユナイテッド投信株式会社

— 運用の基本方針 —

約款第 15 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として米国株式のうち、主な市場で取引される銘柄、米国 S & P 株価指数先物を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

「マーケット・ニュートラル」という運用戦略を用い、主として米国株式の中から、企業の収益性、成長性および安定性等を総合的に勘案して銘柄選定を行い、高ランク銘柄をロング（買付け）、低ランク銘柄を借株し、同時同額のロングおよびショートのポジションをつくることにより、米国株式市場の騰落および金利の動向に関わりなく、安定的な収益獲得を目指します。

S & P 上場銘柄についての期待収益率を独自の計量モデルで予測し、業種・投資金額・時価総額・ベータ値等のリスク特性管理を行い、徹底したリスク管理のもとで、個別銘柄リスクのみを付加価値の源泉とすることにより絶対リターンを目指し、信託財産の成長のため積極的な運用を行います。

米ドル建てのポートフォリオに関して、為替フルヘッジを行うことにより為替変動リスクを回避し、安定的な収益確保を行います。

運用指図に関する権限は、米国の投資顧問会社であるアナリティック・インベスターズ社に委託します。

外国株式の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金化への対応や投資環境を考慮した上で委託者が適切と判断した場合には、機動的に対応する場合があります。

転換社債、新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるもの、新株引受権証券および新株予約権証券等（外貨建てを含みます。）に投資する場合があります。

資金動向や市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以下と

します。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

外貨建資産への投資割合は制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第 22 条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第 23 条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 24 条の範囲で行います。

親 投 資 信 託

〔UAM米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド〕 約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ユナイテッド投信株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項および第2項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託終了日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするユナイテッド投信株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行う前の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行う前の受益権口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第27条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行】

第 11 条 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第 12 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載して記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第 13 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ. 有価証券オプション取引に係る権利

ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利

ホ. 有価証券店頭指数等先物取引に係る権利

ヘ. 有価証券店頭オプション取引に係る権利

ト. 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利

チ. 金銭債権（イ. およびロ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

リ. 約束手形（証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除きます。）

ヌ. 金融先物取引等（金融先物取引法第 2 条第 8 項に規定する金融先物取引等をいいます。以下同じ。）に係る権利

ル. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 4 条で定めるもの（金融先物取引等を除きます。）に係る権利

ヲ. 金銭を信託する信託の受益権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

ロ. 為替手形

【運用の指図範囲】

第 14 条 委託者（第 16 条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第 15 条、第 17 条から第 25 条まで、第 27 条および第 33 条から第 35 条までについて同じ。）は、信託金を、主として、次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証書(証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
17. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる

投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第 15 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【運用の権限委託】

第 16 条 委託者は、外国株式の運用指図に関する権限を次の者に委託します。

アナリティック・インベスタ - ズ・インク (Analytic Investors Inc.)

700 South Flower Street Suite 2400, Los Angeles, CA 90017

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託の中止または委託の内容を変更することができます。

【投資する株式等の範囲】

第 17 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第 18 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 10 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 5 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 10 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

【信用取引の指図範囲】

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の空売りの指図および範囲】

第 20 条 委託者は、信託財産において有しない有価証券または第 21 条の規定により借り入れた有価証券を売付けことの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図および範囲】

第 21 条 委託者は、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

第 1 項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

【先物取引等の運用指図】

第 22 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決算日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。

2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 26 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第 27 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第 28 条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

保管費用は受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

【有価証券の保管】

第 29 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第 30 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約

を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【一括登録】

第 31 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

【信託財産の表示および記載の省略】

第 32 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【有価証券売却等の指図】

第 33 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 34 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 36 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者の協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第 37 条 この信託の計算期間は、毎年 3 月 6 日から翌年 3 月 5 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 13 年 3 月 7 日から平成 14 年 3 月 5 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第 38 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第 39 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第 40 条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

【収益の留保】

第 41 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第 42 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をい

います。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払い】

第 43 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

【一部解約】

第 44 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権口数で除した金額から、当該金額に 0.2% の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第 45 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告は行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告は行いません。

第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第 46 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 50 条の規定にしたがいます。

【委託者の認可取消等に伴う取扱い】

第 47 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定に係らず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 50 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者の間において存続します。

【委託者の営業譲渡に伴う取扱い】

第 48 条 委託者は、投資信託委託業者の営業の全部または一部の譲渡をすることがあります。また、これに伴い、この信託

契約に関する営業が譲渡されることがあります。

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第 49 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 50 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第 50 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第 51 条 第 45 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 45 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【利益相反の恐れがある場合の受益者への書面交付】

第 52 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 28 条第 1 項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】

第 53 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 33 条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第 54 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第 55 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 13 年 3 月 7 日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号
インペリアルタワー 14 階
ユナイテッド投信株式会社
代表取締役社長 泉 正治

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号
株式会社 大 和 銀 行
頭 取 海 保 孝

用語集

- **運用報告書**

計算期間中のファンドの運用実績、運用状況等を受益者の皆様に説明する報告書のことをいいます。原則として、毎計算期間終了後及び信託期間の終了後に委託会社が作成し、販売会社を通じて、受益者に交付します。

- **基準価額**

ファンドの純資産総額を受益権総口数で除したもので、ファンドの一万口（ファンドによっては一口）当たりの評価額のことをいいます。

- **個別元本**

受益者毎のファンドの平均取得単価をいいます。同一ファンドを複数回取得した場合、取得単価は追加取得の都度、取得口数に応じて加重平均され、個別元本の変更が行われます。なお、申込手数料は、個別元本には含まれません。

- **実績報酬**

ファンドの運用実績が信託約款に規定する一定の目標水準を上回った場合に、信託財産から委託会社が受け取る信託報酬のことをいいます。実績報酬は、発生 of 都度、信託財産に費用として計上されます。

- **純資産総額**

ファンドの資産総額（株式や公社債等の組入資産を原則として時価で評価したもの）から負債総額（運用経費等）を控除した金額をいいます。

- **収益分配金**

ファンドの計算期間終了時に、運用の結果あげられた収益等を受益権口数に応じて受益者に支払う分配金のことをいいます。分配金額は、信託約款に規定する分配方針に基づいて委託会社が決定します。

- **信託報酬**

ファンドの運用や管理の対価として、委託会社、受託会社が、信託財産から受け取る報酬のことをいいます。信託約款に規定する料率に基づいて計算され、日々信託財産に費用として計上されます。

- **信託約款**

ファンドの運用方針、管理・運営方法等が定められているもので、委託会社と受託会社はこの信託約款に基づいて、信託契約を締結し、ファンドの管理・運営等を行います。

用語集

- ・ **ファミリー - ファンド方式**

投資家が取得するファンドを「ベビーファンド」といい、複数のベビーファンドの資金をまとめて運用するためのファンドを「マザーファンド」といい、この全体の仕組みをファミリーファンド方式といいます。

- ・ **分配金再投資（自動けいぞく投資）**

収益分配金から税金を差し引いた後、自動的に収益分配金を再投資することをいいます。収益分配金を再投資するか（分配金再投資コース）、その都度受け取ることとするか（一般コース）については、受益者がファンドの取得の申し込みを行う際に選択することが出来ます。ただし、ファンドや販売会社によっては、分配金再投資コースの取扱いを行わない場合や、分配金再投資専用としている場合があります。分配金再投資コースを選択する場合は、受益者と販売会社で取り決めを行います。

- ・ **目論見書**

ファンドの運用方法、リスク、取得のお申し込みを行う際に必要な申込要領、費用等の情報が記載されています。取得の申し込みを行う際は、目論見書をご覧の上、ファンドの内容、リスク等をご理解いただき、ご自身でご判断の上、お申し込み下さい。

